

昭和四十三年五月十六日(木曜日)
午前十時三十八分開会

五月十五日

補欠選任

岡村文四郎君

野知 浩之君

委員長

和田鶴一君

高橋雄之助君

宮崎 正義君

鬼丸 勝之君

温水 三郎君

山崎 齊君

鶴園 哲夫君

四
木
四
口
禾

久宗 高君

第十五号 昭和

常任委員会専門員
宮出 秀雄君

衆議院送付)

○畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

○委員長(和田鶴一君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

本案に対し質疑のある方は順次御発言願います。

○宮崎正義君 先日に引き続きまして、先日資料の請求をいたしまして、その資料の「ソ連サンマ漁業の動向」という資料をいただきましたが、これのもう少し詳細を説明していただきたいと思うのです。

○政府委員(久宗高君) 先日委員会で御要求のございましたソ連サンマの動向でございますが、四十一年度に、向こうの船に乗り込みまして、初めて科学調査船の乗船調査というのがございまして、その報告に基づいて、一応のケースを取り上げたわけでございますが、経過を申し上げますと、ソ連のサンマ漁業でございますが、一九五五年に調査が最初行なわれまして、その後試験操業の段階が何年かございました。南千島を根拠地とします次第に本格的な操業に入りまして、一九六一年以降には母船式漁業をあわせ行なうようになりました。それ以来三陸沖その他に南下してまいりました。それからいって、いろいろ資料の入手に非常に困難をしておったわけでござい

現在ソ連のサンマ漁業の規模は、大体操業隻数

は二百隻と考えられるわけでございます。漁獲量は、大体これでおわかりいただけますように、年によって若干あれがございますけれども、四、五万トンという見当でございます。このうち御承知のとおり、サンマには幾つかの系統がございますので、日本近海に沿って上がってくる群と、もう少し沖合いのほうの群とあるわけでございます。日本近海で南下して操業してまいります場合はこの母船式漁業でございますして、たとえば一九六六年の場合で申し上げますと、大体四船団、一船団当たり大型操業船が、これは諸説ございまして、約

十隻と一応私どもは考えております。そういった規模で動いているわけでございまして、全体としてソ連でとっておりますサンマの漁獲量の約三割が日本の沿岸沿いのところでとられているというふうに見当を立てているわけでございます。

なお、最近の動きでございますが、一九六五年には七月中旬から約百五十隻のサンマ船が操業いたしまして、七月下旬には花咲沖合い五ないし十マイル付近で五、六十隻の操業が行なわれたわけでございます。ただし、この年は日本と同様に不漁でございますまして、日本近海ではあまり南下してはやっておりません。

一九六六年すなわち昭和四十一年は、先ほど申し上げましたように、初めて話し合いがつきまして、先方のペラミダ号に乗り込んで共同調査をするということがございました。この際に相当いろいろな意見の交換がありまして、私どももいたしましたし、まして、この機会にソ連サンマの動向をある程度つかんだわけでございますが、この年は、七月

下旬色丹沖合いの漁況は比較的良好であったわけですが、母船式でさらに南下をしようといいたしましたが、これはあまり成績がよくございませんので、四船団約四万四千トン程度にとどめたということでございます。

一九六七年、昨年でございますが、これは漁船の報告その他によりますので非常に確認しにくいわけでございますけれども、総合いたしますと、ザハロフ型、約一万五千トン級の母船でございますが、これが五隻確認されております。このほかにも八千トン型の冷凍船一隻、独航船、約二百トンないし三百トン型のものでございますが、十七、八隻といったものが認められております。この船団は鋭角の沖七マイル、八木沖五マイルまで接岸いたしましたして、陸上から望見できるということで、だいぶ漁民の関心と呼んだ経緯がございます。

それから本年になりまして三月から四月にかけまして銚子沖の銭州に二隻出現したわけでございますが、これは漁期でもございませんし、おそろく巻き網関係ではないかということで、ことしの動向はまだこれからという問題になるわけでございます。以上のような経緯でございます。ここに資料といたしましては出所の問題もございまして、一応漁獲量だけにとどめさせていただいたわけでございます。

○宮崎正義君　日本は御存じのように領海三マイルにきめまして、そのほかは公海としての漁船を操業して今日まできておるわけです。海洋法の諸条約の批准加入国はどんどんふえております。そしてまた領海を侵犯したという事件もこれまた年々多きをたどつておるわけです。中南米あたりですと二百マイルを領海としてと、あるいはエクアドルの十八マイル沖合いでことしの二月に、エクアドルの領海を侵犯したという理由で日本のマグロ漁船が拿捕されております。ここではまたア

アメリカの漁船も拿捕されておると、そしてまた罰金も取られておるといふことも聞いております。ソ連は領海を十二海里の線を引いてわが国の漁船の、早くいへば締め出しのような形をしておるような状態でありまして、今日までの拿捕問題等も、これは枚挙にいとまがないほど続けられております。このままの状態ではいかうか。またいまお話がありましたように、わが国のサンマ漁業についてのソ連船団が鯨魚沖等の方面に進出をしておるのがだんだん多くなつておるようでありま

す。昨年のおが国のサンマは十九万トンじゃなかったかと思うのですが、いずれにいたしましては相当、目に見えてる前に来て漁獲をしておるといふことに対して、日本の水産界ではたいへんこの雲行きを案じておるわけです。一方においてはこの法案のように、サンマがとれ過ぎて魚価の法律まできめなければならぬ。今度はサンマの量が少なくなつてくる、しかもソ連の船団が入ってくるというようなことで、サンマの安定価格というものに對する考え方等もどういふふうな将来は考えていくか、こういう点も何っておきたいと思ひます。

【委員長退席、理事任田新治君着席】

○政府委員(久宗高君) 前段で御指摘のございましたように、まあ非常に長い準備をかけたしまして、相当の期待を持って世界じゅうが集まりました例のジュネーブ会議、一九五八年並びに六〇年に開かれた会議におきまして、海に對する基本的な制度が幾つか条約化されようとしたわけでございまして、残念ながら一番問題でございまして領海の幅員につきましてはきわどいところで合意が得られませんでした、したがって結果といたしましては國際的な合意が得られなかった結果、一応現在の段階では國際法上確認された幅員といたしましては三海里といふことに言わざるを得ないといふふうな立場を一応守りながら、同時にあれを契機といひまして領海外に専管水域を広める傾向が非常に強く動いてまいりました。特に開發途上國にお

きましては、將來の漁場開發を頭に置きまして、やや陣取り戦といったような形であつたところの傾向になつておることは私もよく承知をいたしておるわけでございまして。

またさうな意味におきまして、現在の段階で世界の各海域におきまして私も漁業をやつておりますので、そういうようなものとそれぞれの地域におきましていろいろ紛争が起つておるわけでありまして、累次申し上げておりますように、日本といたしましては、國際法の原則に基づきまして一応三海里といふものを基礎にいたしながら、しかし現実的にはそれぞれの國におきまして、二國間の話し合いにおきまして、専管水域内におきまして傳統的な漁業の実績の確保につきまして、個別に話を進めて今日に至つたわけでござい

ます。御承知のように、一番典型的な形は日韓の条約でございまして、その後アメリカ、ニュージラランド、メキシコ、現在オーストラリアと話を進めておるわけでございまして。また若干角度が違ひますが、インドネシアとも話をまとめたと思ひておるわけでございまして。このような形をとつておりますので、非常に何と申しますか、それぞれの國との個別交渉であつて、全体の秩序に世界的な合意に達するためのかまが問題ではないかと、たびたび本委員会においても御指摘を受けるわけでございまして。いま申しました幾つかの地点の確認ができましたので、当面若干の問題を残しておりますけれども、具体的に十二海里ないしはそれ以上の専管水域なり、領海におきまして、私も現に必要としております漁業の実績の確認につきましては、ほほめどがついたと思つておるわけでございまして。

また同時にジュネーブ會議におきましては、法制問題だけが問題になつたわけでございまして、現実の漁業といたしましては、いわば國際慣行をつくつていくといふことでございまして、つまり、よそではそういう競争が現実に起つておりませんので、日本だけがやっておりますためによ

そとの競争が起つておるといふ状態でございますので、私も私もいたしましては、それぞれの地域におきまして取りきめの内容も当然違つてきてよろしいといふように考えるわけでございまして、幾つかの典型的な事例がございまして、かりに世界じゅうやはこの無秩序の状態がいいと思つておりませんので、何らかの時期に世界的な規模におきまして合意が予想されるわけでございまして。その際におきまして、私も私もいたしましては、現実の漁業のあり方から見て、このような協定のしかたにおいて、かりに法律的な立場に相違はございまして、現実の漁業関係は調整ができるではないかといふ、実績と申しますか、國際慣行を確立していこう、そういう努力を積み重ねておるわけでございまして。

しかしながら、御承知のとおり、この秋には國連におきまして幾つかの海洋に關します非常に大事な報告がなされて、何らかの意味で海洋關係につきましての國際的な意見の交換が行なわれる可能性が非常に強いわけでございまして、そのことも頭に置きまして、その時点に合わせますように、一連の検討と交渉を進めてまいつたわけでございまして。私も私もでき得べくんば、かような海洋關係における無秩序の適當な時期に調整をいたす必要がある。その際におきまして、日本側といたしましては、漁業におきまして先進國といたしまして、その中における指導的な立場を、現実的にも、あるいは調査研究の上におきまして持つて臨みたいといふことで、一貫して処理をいたしておるわけでございまして。

なおそれと關連いたしまして、御指摘のございましたソ連のサンマの例のように、領海の幅員、あるいは漁業専管水域を設けてないといふことによりまして、沿岸近くに他國船があらわれて、特にサンマのように相当こちらでいま不漁になつております關係もございまして、漁民感情といたしましていろいろ問題があるといふ御指摘は、私も私も全くそのとおりと思うのであります。サンマの主たる漁場から申しますと、領海三海里よりも

ちるん外でございまして、かりに専管水域を設けまして、むしろ主漁場はそれよりももう少し沖合いになる可能性が強いわけでございまして。したがひまして、専管水域といふだけで片づく問題ではないといふふうに思ひます、必要があれば、やはりこれは公海におきまして漁業ではございまして、秩序のある運営をはかつていくという形にならざるを得ないといふふうに思つておるわけでござい

ます。さうな意味におきまして、実は今回の日ソ交渉におきまして、日ソ交渉の委員会の場ではございせんけれども、別途御承知のとおり、科学技術關係の協力の協定がございまして、その線に沿ひまして共同調査をやるうじやないか、特にサンマにつきましては、実は諸説ふんぶんございまして、資源的に非常に危険であるといふ見解もあるし、いやそうじやないといふ見解もありま

す。また日本の沿岸の系統の魚は比較的わかつているほうでございまして、もう少し沖合いになりますと、これはほとんどまだ十分よくわかつていない、いろいろ問題もございまして。さうな意味で、私も私も、日本の學者とソ連の學者が卓を囲んで、サンマの基本的な資源の内容につきまして突つ込んだ検討をいたしまして、それをもとにそれぞれの考え方を、また事務上の調整の必要があれば考えていきたいといふことで、さうな提案をいたしまして受け入れられて、これが發足しようといひたいと思つておるわけでござい

して交渉に臨みたいというふうに考えておるわけ
でございます。

○宮崎正義君 いま安定価格の件がまだ回答ない
のですが。

○政府委員(久宗高君) サンマそれ自体につきま
しては、先般の委員会でもいろいろ申し上げたわ
けでございます。当初約五十万トンがたびたび続
くというような状態におきまして、相当混乱いた
しまして、これをさばく意味におきましてこの基
金ができたわけでございます。もちろんこれは、
サンマに限定されたものではございませんけれど
も、サンマがきっかけになりました。それを頭に置
いてできたわけでございます。その後、累次御説
明いたしておりますように、海況の非常な変化が
ございまして、発動の機会が非常に少ないために
問題になったわけでございます。私どももいた
しましては、サンマのみならずこれらの基金を運
営させてまいりました経験から申しまして、多獲
性魚に関連いたしまして価格の安定をはかるう
といたしますと、たびたび御指摘のございますよ
うに、やはり総合対策が必要ではないかというこ
とで、思い切ってこれを一たん打ち切りまして、総
合対策に本格的に取り組みたいということござ
います。しかしその経過におきましても、ごく客
観的に突き放して申し上げれば、現在の資源の動
向から見ました場合に、いわゆるこれをやめたと
たんに大漁貧乏がまた出てきたということはま
ずまずないと考えられます。そこで、しかしながら、
このような制度があるということが、やはり一
つの安心感になるわけでもございますので、それ
をはなはだ中途半端ではございすけれども、こ
の基金の残余財産の処分と関連いたしまして、サ
ンマの関係の団体が、今日まで基金がサンマにつ
いて果たしてまいりました程度の規模と同じよう
な事業が継続できるように、一応過渡的に処理を
しておきまして、総合的な多獲性魚の対策ができ
ますまでの期間、これで裏打ちをしておきたいと
いうふうに考えております。

○宮崎正義君 領海、専管水域の点につきまして
は、一國が一方的に沿岸国としての管理権を行使
することはできないという立場をとって、最近の
世界の趨勢が、そういう状態から見ても、沿岸二
マイルを限度として関係国との間に合意的な討
議がなされていくわけですが、先ほどお話があり
ましたように、日本がその国と折衝しているだけ
の範囲内であるというように、アメリカ自体も、
さつきも申し上げましたように、アメリカ自体も
エクアドルあたりでは相当のあつてきを生じてい
る、そういうふうな点になってきます。それから
からまた北緯の船団、あるいは韓国の船団等も相
当日本の近海に入ってきております。御存じのよ
うに、エビ船のロープを切ったとかというふうな
北緯の船団があったというふうなことは、つきり
してきておりますし、外交交渉のない北緯船団あ
たりとはどういふふうな折衝をしていくかという
ことも、今後残された大きな課題になっておりま
す。そういう事態になっているにもかかわらず、
前には日韓条約では十二海里をきめてしまつてお
る。そういうふうな一方には十二海里をきめて、
相手国とのきめ方をしているが、さらにソ連と
の話し合いが進められないという点に、私は疑義
があるわけですが、この点についてどうなん
でしょう。

○政府委員(久宗高君) 領海並びに専管水域の関
係で、一番やはり問題になると思ひますのは、何ら
かの取りきめが行なわれませんでした際に、その中にお
きましていわゆる伝統的な漁業、これがどう取り扱
われるかという点が非常につきりいたします。す
ば問題はないうわけでありまして、先ほど申しまし
たように、ジュネーブ会議で、そのところが中途
はんばなまま合意が得られず、もとの形に返らざ
るを得なくなりましたので、かりに専管水域をつ
くりました場合に、その中で第三国の伝統的な漁
業をどう取り扱うかということにつきましては、
いわばいまルールがない形になっております。そ
こで私どももいたしましては、それぞれの国との
関連におきまして、われわれの伝統的な漁業の実態

をよりよく理解させた上で、その実績を認めさ
せるような、いわば法律論をたな上げにいたしま
してやつてまいりましたのが、先ほど申しました
ような幾つかの漁業協定でございます。

したがって、ソ連との関連で申しますと、御承
知のとおりソ連は領海十二海里というところでや
つておるわけでありまして、そこでいわゆる専管水域
の問題ではないわけですが、かりに守る立
場になりましたら、ソ連がこちらにまいりました場
合の方法をいたしまして、かりに十二海里の専管
水域というものを設けます場合に、十二海里の専
管水域を設ければそれで済むかと申します
と、むしろ主体は十二海里よりも以遠の公海にお
いて、なおかつ資源との関連におきまして、取り
方について相互に話し合う必要が非常に多いと思
うのであります。

○宮崎正義君 もちろん、専管水域だけの話し合
いでは解決つかないことは私もわかります。いま
お話がありましたように、一方面的ラインを引い
てそしてやりたくないと言つていますけれども、イ
ンドネシアにしてもオーストラリアにしても、み
んな一方的に引いて、お話がありましたように海
洋国同士の話し合いが——海洋法自体にも話し合
いができていない、合意の点を見出してないとい
うそういう事態なんですから、各国がおのおの
線を引いてここから入っちゃならぬということ
を言っているわけですが、それを入つていけば拿捕さ
れていくという現況が今日ある。そういう事態に
おいて、なおかつまだ日本では良心的に三海里だ
けをがちり守つて、そうして個々に話し合いを
していくといふのが、私どもは追ひ追ひ詰めて
られてきている今日の実態から見えてきまして、
これはもう相当強力な私は行き方をしたいかな
かったならば、日本の水産界というものは、もう
世界第一位の水揚げ量があった日本が第二位、第
三位と、どんどんどんどん置き去りにされていく
ようになる、締め出されるようになる。そういう
点を心配しますので、もうたゞいま押されたまま
の行き方じゃなくて、押していく自主的な行き方
というものを考えなければならぬのじゃないか
ということ、私どもは必ずしも機会があるたびに
言っているわけですが。

今回も、公海、領海の問題につきましまして
は法律化してまいりましたけれども、大陸的な
問題等につきましてもまだまだ多くの問題が取り
残されておる。御存じのように、今回の日ソ漁業
の交渉でもいきなり大陸的な話を出されて、そ
うして一つの交渉段階をセーブされてきたとい
うような点からいいますと、より強力な行き方
を、交渉をしていかなければならぬ。特にソ連に
対してはいまのまの三海里じゃなくて、この範
囲内に、五海里くらいまでの漁はしていいじやな
いか、当然させるべきじゃないか。サンマにつ
いては、日本が嚴重に、いまお話がありましたけれ
ども、二十海里、三十海里の沖合いだから、領海の

ところじゃないのだから、十二海里の線を引いてもまだその先なんだというようなお話のように私は受け取れましたけれども、それにしましても嚴重な交渉が必要であり、こっちが規制していくような態度に出なければならぬのじゃないかと思うのですが、この点どうなのでしょう。

○政府委員(久松高君) 昨年の外国人漁業の規制のときからたびたびここでお話ししているわけですが、私も、私どもは決して三海里を墨守いたしまして、消極的にただ理屈だけを言っているつもりはないわけでございます。ただ、御承知のとおり、海洋法の問題が問題になりました一九六〇年代の初めのころからあの会議の経過を見ましても、やはり現実には漁業をやらない国も、特にあの時期から低開闢国の問題がすでに出ておたわけでございますので、あの種の一般的に世界的な話をきめようという場合におきましては、数で開闢途上国の意見がごり押しに通る経過があるわけでございます。それをさらに助長いたしましたのは例の国連貿易会議、二月月もやりました貿易会議でございますが、この場合におきましても、低開闢国と先進国との間にちょうど労組交渉のような形でいろいろの問題がどんどんごり押しにされてきたという傾向がございますので、現在、漁業で考えますと、漁業についてもこんな形じゃいけないから世界会議を開こうじゃないかという御意見も実はあるわけでございます。

かりに現在の段階で開きますと、これはもう漁業をやつてない方たちも数でとにかく先に漁場をとつておいたほうが得なわけでございますから、とうとうとしていけば漁業の本来から見ますとおかしい制度がまかり通るおそれなしとしないわけであります。さような意味におきまして、私どもはやはりそういう形では、当面いいといたしましてもこれは全く新しい国境紛争と同じでございます、たまたま海でやっておりますので、ここまでは領海にしよう、ここまでは専管水域にしようということではないところはいいわけでございます。

かりに後進国におきましても漁業がこれから関心を持たれて動き出した場合におきまして、後進国同士の関係におきましても、これはたまたまい

ま漁業をやっているから問題ございせんけれども、もし漁業をやりますと、たちまちこれども、もし新しい国境紛争になるおそれが私はあるをしまして、今日なお紛争が絶えない。その経過から見まして、そういう問題があると思うのでございしますが、たまたま漁業をやっておりますので、この問題があまり論議されませんので、とうとうとしてどんどん十二海里専管水域あるいはもっとそれよりもオーバーする専管水域の動きがございまして、これは決してほうっておいていいとは思いませんのですが、いずれの時期にはこれほどともいかなぬではないかということで、世界的な話し合いが行なわれる可能性はあるわけでございまして、その際におきまして、私どもの立場は、現在漁業をやっていない、ただ陣取りだけすればいいという国とは違ってまして、現に漁業をやっている七つの海でやっておりますが、本来漁業というものはこういうルールで定めるべきだというたてまえと指導性というものをぜひ持ちたい。

そういう準備を実は一年半かかってやってまいったわけでございます。たいへん遅々とした動きで歯がゆいわけでございますけれども、先ほど申しましたように、ほぼ大きな類型としてここそこは固めておきたいというものにつきましてのめどはつきましたので、私どももちろん御指摘のように、いわば大勢といたしまして相当専管水域がどんどんふくらんでいく、領海それ自体についても問題があるということとは十分承知いたしておりますが、決して消極的に考えているわけではございませんので、世界的な合意が得られれば、しかるべき領海、しかるべき専管水域、特にその直管水域の中におきます伝統的な第三者の漁業というものをどう取り扱うべきかというものにつきまして、世界的な合意が得られるように、その準備

といたしましても私どもやはり努力が必要ではないだろうか、こう思っておるわけでございます。

○宮崎正義君　ことし国連で海洋法等のお話が出るという先ほどお話がありましたけれども、いまお話のように、受け身じゃなくって、攻撃でなければならぬと思うのです。そういう点で二分な将来の見通しということを立てられて、この際日本は海洋のいき方、遠洋の行き方というものはっきりしていかなければいけないのじゃないかかと、私はこう思うわけです。どうかひとつ極力積極的に遠洋漁業に対する考え方をより固めて進んでいったきたいということの希望を申し上げます。

本題に戻りまして、多獲性魚のたとえばイワシとかアジとかサバ、スケソウ、そういうものが局部的には相当とれている。それでその反面、加工にも間に合わない、加工にもあふれてしまう、相当もつたない話ですが、魚かすの状態にも間に合わないような、つくり上げられないような行き方になっている。そういう多獲性魚に対する考え方はサンマだけじゃない。したがいまして、水産物の価格安定の方策というものを、そういう多獲性魚に対する考え方というものはつきりして、この際まとめておかなければならない、こういうふうにいるわけですが、この点についてお考えをお伺いいたしておきたいと思います。

○政府委員(久松高君) 御指摘のとおり、多獲性魚の漁業につきましても、対策というものはぜひ要るわけでございまして、またそれらの御認識が国会におきましても強くてこの基金がつくられました。サンマのみならず、多くの多獲性魚にこれが機能するように制度をつくっていただきました。さらにいろいろそれにも附帯決議がつきまして、運用につきましてもいろいろな御指示があったわけでございます。この前も申し上げました結果論でございますけれども、やはりそれ以後の経験から申しますと、多獲性魚につきましては、とにかくアジ、サバにいたしましても、漁況の変化とい

うのは相当あるわけでございます。それから漁業の種類によりまして、たとえばサマのするような場合とアジ、サバのような場合と、これはどうも経験的にみますと違うようでございます。とれるだけとってそれが港に集中するのを散らすというような行き方でもいいもの、またそれが必要なものと、そうではございませんで、漁そのものをあつめる時期休んでしまう、こういったような行き方の適当なものと、ものによりましてやはり相当違うなという感じがいたします。特に金を積む場合にしたしまして、そういう感覚が漁民の側にはございまして、金の積み方自身につきましても、積むよりはむしろ休んでしまったほうがいいとといったような評価もございまして、きめこまかくやりますと、漁業の種類によりまして同じ多獲性魚でも対応のしかたが非常に違うんだなという感じをこれの苦い経験から持つておるわけでございます。

したがいまして、将来の形といたしまして、ある機構を考えます場合におきまして、やはり相当漁業の種類ごとに異なった機能をできるようなものでございませんと、また今回のように一たんつくっていただいたものをやめなければという不始末になるというおそれがあるというふうに考えますので、先般も申しましたように、その点をもう少し補充していただきまして基本的な総合対策をつくってまいりたい。特にある機構と申しますよりは、やはり水揚げ地におきます冷凍なり貯蔵なりの施設の問題、あるいは加工の問題、これらも量的にはこの前資料で御説明しましたように、相当当時よりは充実してまいりましたけれども、個別にみますとまだ稼働率その他について非常に難点がある。

〔理事・任田新治君退席 委員長着席〕
つまり、個々の企業でございますので機敏に
応じられない。しかし、そういう施設がなければ
宙はピークには困るといった点が実は解決さ
れておりませんので、今後はその辺の設備を
つくります。それが有機的に動けるように、
いわば

情報を正確につかんで、個々の施設がそれにある時点で呼応して動けるようなことが実は非常に必要なのではないか、それができれば現在の施設でも相当のことがやれるといったことが業界でも言われますし、私も行政当局というたしとしても、その辺のところを行政的にどういふようにしたらいいのかということはいま一生懸命詰めておるわけでございます。

それと関連いたしまして、何らかの金融措置が必要ではないかというふうにも思います。その辺のところをもう少し詰めさせていただきますが、せっかくこれだけの機構をつくっていただきましたが、多獲性魚についての措置ができないで一たん幕を閉じるということ、まことに遺憾に思うわけでございます。この苦い経験を生かしまして本格的に取り組みたいと思っております。

○宮崎正義君 時間も過ぎましたので、一言大臣にお伺いしておきたいと思うんですが、いまお話をしあっておりましたですが、現在の大量にとれる多獲性魚につきましても、大量にとれる魚を大漁獲だとも言われますし、大体こういう現象は今後も続くんじゃないかというふうにも思うわけですが、したがって、わが国の水産業が大企業の大企業の隆盛の陰に中小企業の漁業が圧迫されているというふうには言われているわけなんです。ありますが、たとえば大会社が合併されていきます。合併されていったその陰に中小企業の会社が倒産していく。また家内工業に従事している人たちが倒産倒産のようにならぬように、今日の経済機構というものが改まりつつありますが、この水産業においても、私はそういうことを非常に憂えるわけです。

しかも多獲性魚の漁をする人たちは、中小企業の人が多いわけなんです。この中小企業の人たちの保護育成ということもどういうように今後考えられていきますか、またさらには、いま申し上げましたような魚の安定策というものを、小手先だけの考え方ではなくて、法律を、出したものを引っ込めるといふような行き方ではなくて、将来は魚価に対して

する安定価格はどういうようにしていくんだという方針を、明確に大臣から伺ってにおいて私の質問を終わりたいと思います。

○国務大臣(西村直己君) 海況の変化、それから産地でもだいたい保管、加工施設というのは従来よりは整ってきたという意味から、大漁獲と申しますか、そういうものがなくなってきたという傾向にはありますけれども、一面多獲性という現状と、いまおっしゃるような中小企業がそれにたよるという面から、価格低落によっていろいろ影響を受けるというやほはおそれなしとしない、それに対してどうしていくのかという御質問でございます。ごもっともでございます。私は基本的に、ちょうど先般の本会議でも川村さんから水産対策、漁業対策に対する特に大蔵大臣に対する質問があったんですが、私としても農政も大事であります。が、伸び率その他すべての点で、基礎の小さいところを伸ばしているのが、伸び率は同じようであっても、全体的に水産は国のお世話がこればかりである。これを何とかしてやはり力をつけてみたい。そこで、たとえば近代化資金のごときも、とうに入っていないければならぬものが今日まだ実現していませんので、こういうものを早く促進してまいりたい、こう思います。こういったような体質改善の問題もございます。

それから、おっしゃるように、どっちかというと、サンマを中心にした安定基金をやめるのをごさいますけれども、一部を残しまして、それによって民間の法人によって需給調整なりの基金はできますけれども、それは一時のつなぎでありまして、そこで基本的には、現在水産庁長官を中心にして総合対策を研究しようじゃないか、また確かに業界のほうからも、そういった中で解決したかどうかというような御意見もありますので、それを十分受けて、私もどうしてもそういったものをもつて魚価安定という総合対策というものに進んでまいりたい。しかし現実にはつなぎがなければいけませんから、この改正に伴う措置そのものは考えておるわけですが、基本的には

そういった漁業に対する基本姿勢、それからその中においての魚価安定として、いまのような総合的な施策というものを考えていくべきである。こういう気持ちでございます。

○委員長(和田鶴一君) 速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(和田鶴一君) 速記をつけて。

○川村清一君 それでは私はあまり時間をかけないで、大事なことだけお伺いしたいと思うわけでありまして、

先日私質問を申し上げましたときには、大臣おいでにならなかったもので、若干、先日申し上げたことにも触れるかと思いますが、非常に大事なことでございまして、もう一度申し上げたいと思います。

私といたしましては、どう考えても、魚価安定基金を解散するというに、これはもちろん個人的な意見でございますけれども、納得できかねるのがあります。それでその理由は、どういふことかと申しますと、魚価安定基金を解散するということは、要すれば魚価安定基金法というこの法律をこれはもうなくしてしまうということなんです。いかなる法律でありましても、法律を制定するときは、その法律制定の目的があるわけでありまして、その目的は必ず第一条に明確に規定されておるわけでありまして、そこでその目的をさらに強く実施していくためには、法律を改正するということもあり得るわけでありまして、それからもともと強く、別な角度からその目的を実施する、基本的に強化するというためには、現存する法律をなくして、新たなものと強力な法律をつくるということももちろんあり得るわけでありまして、ところが、この魚価安定基金法に規定されております第一条の目的、すなわち、「魚価安定基金は、漁業生産調整組合、水産業協同組合等が多獲性の水産動物の価格を安定させるために行なう調整等の事業につき助成をすることにより、漁業経営の安定に資することを目的とする」、これが目的なんです。現在、日本の漁業にこういう目

的がもう必要ないのだということであるならば、この法律を失効してしまうことはこれは当然でございます。しかしながら、私はこの目的は完全に達成されておるといふよりももっとこれを強化していかなければならないというふうに考えておるわけでありまして、

ところが水産庁の御意向は、この法律はサンマを主体にしてつくった法律だからサンマについてはその必要がなくなったのだからこの法律をなくする、解散する、こういう御意向なんでありまして、ところが政府としてはそれは一応わかるわけでありまして、しかしながら法律論となりますと、この法律を第一条から終りまで読んでみましても、どこにもサンマなんていうことは書いてないのでございます。サンマの字もないのであります。で、サンマ以外にそれじゃ必要ないかという、これはこの間も申し上げましたし、ただいま官議委員からもお話ございましたように、私は必要がある。にもかかわらずこの基金を解散する、すなわち魚価安定基金法という法律をこれを消してしまうということにつきましては、私は何としても納得がいきかねるのでございます。

もともとサンマを主体にして当初においてこの法律を制定させたことは十分わかっております。ですから、その政策のためにはこれは政令でサンマというものを規定しております。しかしながら第一条には「漁業生産調整組合、水産業協同組合等が多獲性の水産動物の価格を安定させるために行なう調整等の事業につき助成をすることにより、漁業経営の安定に資することを目的とする」、こういうことになっておるのであります。から、したがって、この法律は発展的にやはり運用をしていかなければならないという、そういう使命を法律自体に持っておるし、そしてこれを執行する農林省の御当局には行政執行者としての責任使命があったはずなんです。だから私には納得できかねるわけなんです。現に全国さんま棒受網漁業生産調整組合以外に漁業生産調整組合というものはまだ幾つかあるわけでありまして、現在ある

わけであります。そしてまたこの法律のたてまえからいうならば、もっともつとそういう生産調整組合をつくっていくようなそういう行政指導をしなければならぬ。水産庁にはそういう任務があったはずなのであります。それを何もやってこなかった。そしてサンマはその必要がなくなったから、だからもはや要らないんだということで消してしまふ。

で、私ははっきりお聞きいたしたいことは、この魚価安定基金法にある第一条の目的というのは、日本の漁業においてもはや不必要になつたのかどうか、こういうことははや要らないものなのかどうか、この点を明確にまずお聞きしなければならぬ、こう思うわけであります。これをひとつ大臣に御答弁を願いたいと思う。

○国務大臣(西村直己君) おっしゃることはよくわかります。ただ今回提案になりました基金法の廃止法案は、御存じのとおり、行管等の一つの考え方を受け入れられて、組織としての基金そのものはやめていこうじゃないかということになると、基金法という組織法そのものをどうしても改廃しなければならぬのだ、こういうことから御審議を願った。したがって、本来の目的である魚価安定そのものは、これはもう当然われわれ水産庁として、政府として、また非常に漁民の生活にも大きく関係がある事柄であります。もちろんその基本によつて立つものは、当然沿岸漁業の振興法等々こういうものを基本にしまして、先ほど申し上げましたように、さしあたりまた今後に向かっての総合的な魚価安定の対策というものを出してまいりたい。万一それが法制的にも必要なことになりましたれば、またその際には国会の御意向によつてきめていかなければならぬ、こういう意味でこの法律そのものは、基金の組織法というような意味で、組織の改廃、その観点から御提案を申し上げておる、こういうふうには私どもは御了解願いたいと思つたのでございます。

○川村清一君 大臣の御答弁でございますが、これは基金の組織法、そういう性格の上から改廃す

るのであるという御答弁でございます。組織法であるというその点を私了解いたしましたといしまして、サシマについて必要なくなったから、これからはや不要だという、そういう考え方は私は納得できないのであります。これはいままでも、また現在でも、やはりこの法律を運用する気があれば、やらなければならない事項は私はたくさんあると思うのであります。

ちようだいいたしましたこの資料を検討してみ
 ましても、たとえばサバにひとつ例をとってみま
 しょうか。サバは昭和三十七年から四十一年ま
 で、キロ当たりの価格を見ますというと、三十七
 年はキロ当たり三十四円、三十八年は三十七円、
 三十九年は三十六円、四十年は三十三円、四十
 一年は三十三円。生産量は三十九年は四十九万五千
 トン、四十年は六十六万九千トン、四十一年は六
 十二万四千トン、生産は非常に四十年、四十一年
 急速にふえてまいっておるわけであります。そう
 しますと、三十八年にキロ三十七円、三十九年に
 キロ三十六円であった価格が、四十年には三十三
 円、四十一年には三十三円、そのほかの魚種をか
 りに見ましても、アジを見ます。アジを見たところ
 で、三十九年は三十四円、四十年は三十五円、
 四十一年は三十七円、イカはこれは三十七年三十
 円、三十八年三十二円、三十九年からこれは非常
 に生産が落ちまして急落いたしました關係上、加
 工用原料が不足いたしましたして六十円にはね上
 った。四十一年はまた六十三円と大幅に上がった。
 れは生産が非常に少なくなったわけでありま
 す。
 しかし一面から考えてみますと、これは長官、
 ひとつ農産物と比較してみてください。いいです
 か、米をひとつ考えてみましょう。昨年は千四百
 万トンの米の生産があったのです。前古未曾有の
 米の生産で、それで消費需要にこたえるどころ
 か、二百六十万トンぐらいの古米が余ってどう
 しようかというような段階にあるわけですよ。そ
 のほか大根ひとつ考えてみても、キャベツ一つ考
 えてみても、そういう野菜類、農産物が三年も四
 年も五年も生産者価格が同じだ、全く横ばいだ。

上がったも一円二円だ、こんなものが一体あります。ないでしょう。そうしますと、ここに掲げられた表で考えてみましても、それは価格が、いわゆる絶対的な数字においては三十三円だ、あるいは三十四円、三十五円だ、三十七円だというくらいですから、あなた方は、下がっておられない、こういうふうに考えられるかもしれないけれども、他の農産物だとか、あるいは漁業者が日常使う生活必需品の価格の上昇に比べてみたら、相対的な価格でみたならばこれはおそろしい低落でしょう。そうお考えになりませんか。このように魚価が低落してきておるんです。

またサンマのこの法律は不要だということをあなた方はおっしゃっておられる。ところが、昭和三十六年にこの法律を制定したときに、サンマの最低価格というのは一体幾らに押えられましたか。十三円ですよ。価格十三円を割ったときにおいて生産調整をするのだ、そのときに、休漁した場合において八百円に船のトン数をかけて、そうして休漁日数をかけた分を生産者に対して助成するものということ、またその者が船を回航した場合においては燃料費、これを助成をする。かすに落とした場合においては魚かすの保管料、倉敷料を助成する。――これが三十六年、この法制定当時の内容であるわけです。その考え方が一歩も変わっておらない。どこの世界に、いまサンマが十三円になんかなることがあります。それは夢のような話でしょう。キロ十三円。だから、こんな法律は必要なくなってくるわけです。もちろん、四十万

トン以上とれておったのが現在二十万トンくらいに下がりましたから、かすななかにたく必要はないわけでございます。ですから、水産庁の皆さんはその価格なんかというものの考え方がまことに時代と離れているんですよ。

しかしながら、漁業の構造というものは非常に多様性を持っておりますから、私が言うまでもなく、たとえば北洋に行っている遠洋底びきのごとく、たとえトン数がだんだん拡大されて規模が大型になりまして、七十トン、八十トンクラスのもものが、

現在三百トン型になってきておる。そういうふう
に船が大型化され、装備が近代化されることによ
って省力化されますし、合理的な経営でコストが
下がってまいりますから、いわゆる生産性が向上
してまいりますから、魚価が下がってもけっこう
よいのですよ。

ところが、生産性の低い沿岸漁業はどういうことになりますか。もちろん鮮度の違いによって評價価格は違いますよ。しかしながら北洋に行つてとつてくる魚であっても、近代的な設備のもとにやつてきますから、きちつと冷凍して持つてまいります。したがつて、沿岸でとれた魚の鮮度とそう違わない。これは北洋でとつた魚だから三十三円だ、これは沿岸の魚だから五十円だということに相ならぬわけです。そうでしょう。生産性が違ふんです。

そこで、そういうふうなことにについて一向むとんちやくで一律に考えておる。それで生産性の高い漁業を経営しておる大企業の漁業のしわ寄せを受けて、沿岸は生産量においても生産額においても非常な圧迫を受けて、しわ寄せを受けて困っておるのが実情ではございませんか。だから私に言わせるならば、サンマに限ったとしたしましても、私はこの法律は必要だとは考えておらないのですよ。どうですか。私の言っておることにもし間違いがあったら、おまえの言っておることは間違いだということだけでございませうから、専門的な立場から、長官私の言っておることをひとつ反駁してください。

○政府委員(久米高君) 今回の法案を扱うにつきまして私ども一番悩んだ問題でございまして、御指摘のようなおりの問題があると思うのであります。必ずしも運営よろしきを得ませんで、はなはだまずい形であるということはお認めざるを得ないと思っております。ただ若干、せっかくお話がございましたので申し上げてみますと、これは釈迦に説法で恐縮なんでありますが、やはり扱ってまいして、これからの問題もございしますので、非常に問題だと思っておりますのは、何と申しまし

ても、水産につきましては品質の規格の設定が非常にむずかしいという問題がございます。そのことがやはり全部に関連する問題でございます。この辺のところを一体どう切り切っていくのか、今後の、加工のウエートが非常にふえてきたということと関連いたしまして、もちろんめどが全然ないわけではございませんが、実際問題として一番この問題が魚の本質的な問題として、価格操作をいたそうといたしますと引つかかる問題でございます。特に農産物との関連におきましてお考えいただきました場合にさような問題がございますわけです。

それから資料でも申し上げましたように、冷蔵、冷凍の事業は相当発展してきておるわけでございまして、それとの関連で何らか特定の機関が売買に關与いたしましてやるやり方、これには相當の、やってみました関係を見まして、どうも効果に疑問があるという感じがいたしております。つまり、農産物のように、あるクローブと申しますか、収穫時期というものがきまりまして、その時期に一定の量のはつきりしておるというものは若干連う問題もございまして、売買に常時ある機関が關与するといふ行き方には相當限界があるのではないかと問題が第二点でございます。

それから、これももちろん申し上げるまでもないことでございますけれども、たとえば生糸でございますとか、あるいは肉といったようなものは——もちろん米も同じでございますけれども、保管経費の問題がございまして、また保管期間に限度があるといったようなことから、いろいろ手段が奪われてくるわけでございます。さような点が魚の本質的なやっかいな問題でございまして、この辺のところを特に何らかの機構を考えようといひます場合に、相当突っ込んだ検討が要るのではないかというふうに思ふわけでございます。

ただ、御指摘のように、多獲性魚についての価格の推移を吟味してみますと、おそらく価格の絶対値におきまして問題があらうし、この間に経

費も増高しておるであらうということを考えますと、経営は相當やっかいではないかという御指摘は、白書の中で相當大胆に私もいたしたとしても指摘をしてゐるわけでございます。多少価格全体といたしましては、水産関係は需要が強いために魚価が比較的好いということ、経営自体の問題点も漁業関係者が実態よりは若干樂觀してゐるという点がございます。ほんとうに吟味いたしてみますと、採算的には実は非常に問題がある。

競争関係がございまして、魚獲設備もどんどんよくしてやらなければならぬし、値段の上でもちろん御指摘がありました多獲性魚の問題はありますけれども、一般的に魚価が總体的に需要が強いために、現在持っております経営の問題点が樂觀されておるという点は私も気がついております。白書の中でも相當突っ込んで取り扱ったつもりでございまして、決して樂觀をしてゐるわけではございませんし、適當な時期に——と申しますのは、若干でもまだ需要が強い時期に経営問題をもっと深入りして検討すべきだという点は、私も全く同感に思ふわけでございます。

それから、あとでお話が出るんだと思ふんでございまして、北洋関係の問題でございまして、御指摘のところでたまたまこの時期に出てまいっている問題がございまして、これについての問題といたしましては、たまたまこの魚価安定基金を廃止せざるを得ないという状況で、いわゆる大漁貧乏の問題が出ておりますので、非常に對照的な問題であらうかと思ふのであります。

二つの観点から御評価いたしたいと思ふんであります。一つには、たまたまこういう時期にぶつかりましたために大漁貧乏の問題として理解されますし、また多獲性魚ということで関連が出てくるわけでございますが、スケソウダラの問題は、やはり基本的にはすり身という画期的な技術が、技術革新によりまして、全くいままでそういう意味では資源化されておらなかったものが商品化されてきたと、これはたまたまいま大漁貧乏の

問題がございしますので、そういう角度だけから取り上げられておりますけれども、私は別の意味で、これは水産の行政といたしまして特に戦後の中でも相當画期的な事件であると思ふんです。つまりすり身ができたということです。それで昨年度も七百万トンオーバーいたしましたときに大きく胸を張ったわけでございまして、実はそれがさらに一割近く——まだ最終的な集計ではございせんけれども、七百七十万トン近いものが四十二年度の数字でおそらく最終的には出てくるわけでございます。若干七百万トン程度で頭打ちかなという危惧を持っておったわけでございしますが、このような技術革新が背景にございまして、なお一割程度のアップは可能なんだということ、そういう意味で実は大きく評価していただくたいわけでございます。たまたまそれに伴う行政が十分ついていけませんために、現実には、局部的にあるいは全体といたしましては相當需給関係を檢討いたしまして、総合的な対策を考えなきゃならぬ問題がスケソウにはあるわけでございまして、私どもとしては、その前段の問題をやはりこの機会にも一度評価していただきまして、それに伴う行政のおくれにつきましては御指摘のとおりでございまして、私どももおくれはせながら、これは各種の漁業の業態に關連がございまして、零細な漁民の方、それから母船式も含めまして需給関係を総合的に組織化して対処してまいりたいと実は考へておるのであります。お答えになるかどうかはなほ疑問でございしますが、見解を申し上げておきます。

○川村清一君 スケソウ及びすり身の問題につきましては、また後ほど御質問申し上げますことにしまして、ちょっと角度を変えて、長官の御意見を聞きたいと思ふのです。ただいまのお話にもございましたが、私も過日の本会議における漁業白書についての質問でも非常に力説いたしましたことは、需要はもう拡大されてきておりまして、それに對して供給が追いついていけない。ですから現在の日本の農

業に与えられたところの重大な使命というものは何といつても生産を拡大することである。これに對して全力をあげねばならぬ。で、生産拡大のためにはこれは遠洋漁業においてもあるいは国内漁業においても、政府は強力な施策をすべきである。と、そういう意味において大蔵大臣も思い切つて予算をつけるべきである。こういうようなことを私は言つておるわけであります。そういう観点から言ふならば、いわゆる需要がふえてゐる、生産は及ばない、生産拡大が最大の任務である、こういう立場にある日本漁業において、生産調整組合なんというものをつくつて生産を自主的に調整する、そんな一必要があるか。したがって、生産調整組合なんというものもやめてしまつたらいいじゃないかという議論も生まれてくるわけであります。ある意味においては、私はそういう議論はわかるわけですね。一面においては正しい議論だと私は思ふわけですね。そこで水産庁長官は、この生産調整、特に魚価安定基金法とセットの形で同じに生まれ出た漁業生産調整組合法というこの法律、これに對してどういふお考えを持たれてゐるか、生産調整ということが現在の日本の漁業において必要なのかどうかということに對しての御見解を承りたいと思ひます。

○政府委員(久末高君) 私はやはりこれは必要だと考へております。つまり需要が非常に強い、したがって生産を拡大すればいいという場合におきまして、そのにない手はやはり個別の組合でございまして、ただ量がふえてそのままでよいという問題ではないと思ふのであります。したがって、もちろん国民経済的にいへば相當の供給があつたほうが望ましいわけでありまして、それが実は個別の企業によつて担当されるということから若干の調整が必要でございまして、調整なしにいたしました場合には、ある量が入ってくるけれども、それがほんとうの意味で商品化しない、あるいはほんとうの消費者にしかるべき形で渡らないということになるわけでございしますので、取り方につきまして、取る関係者がその調整をする

ことはこれはむしろ絶対に必要だろうと、こう思っております。ただそれが、いたずらに取れるものをうんとしぼってしまひまして、たとえば魚価をつり上げるといふことは、これは別な意味で、ソーシヤルな批判がございまいし、また漁民はさうな考え方は現実にはないわけでございます。あれば取りたいというのが漁民の本能であらうと思ひます。

さうな意味におきましても、これを正常な意味で、生産から流通へ、つまり市場を組織化してまいります場合には、どうしても調整組合というものの機能というものが必要であらうというふうな考えでおる次第でございます。たまたまその中で、一部の組合員の方に知らずと申しますか、そういう形をとろうとした場合があります、それに対する補てんをどうするかという場合に、組合だけでは非常にやりにくい問題でございますので、基金が裏打ちをするという形をとったわけでありまゝ。たまたまサンマにつきましては、さうな事情が過去において非常にありましたので、それが問題になったわけでは、私はやはり、基金がかりにやむを得ず、この段階では次の飛躍を考えまして一時機能をやめるという場合におきましても、調整組合はやはり必要であるというふうな考えをしております。

○川村清一君 私、そう思うわけでは、その点意見が一致したわけですが、そこで一致した意見のもとにさらに聞き出したのですが、これはもう先ほども申し上げましたように、この安定基金と調整組合とはセットでできたわけですね。これは二人三脚です。これは二つでも一つ一つの魚価安定という機能を發揮するわけです。ところが片方切ってしまうわけでは、調整組合だけ一つ残してしまふ。それで調整組合が必要だということとは、調整組合の機能が必要だということなんです。それじゃ二人三脚の片方の足を切ってしまうと、どうして調整組合の機能を發揮せいと言つた、どうして發揮できますか。それは組合が自主的におもえたががってにやれということな

んですか。国はそれに対して何ら指導も援助も与えない、あなた方は自主的におやりなさい、こういうことなんです。

○政府委員(久宗高君) その辺がたいへん弱いところなんです。片方を基礎にいたしましてこの基金ができました。漁種によりましてはたとえばまき網なんかにはいたしませんと、先ほど申しましたように港に集中して、それを一部の組合員のほうにあつちへ持つていってもらいたい、こういう形ではなくて、むしろみんなこの時期はあまり集中するから漁業そのものを若干控えよう、流通のめどその他も考えましてそういう対処のしかたのほうに合ふ業態がありまして、そういう場合におきましては、それ以上のことについて金を積む、まあ必要性と申しますか、個人のほうから見た場合、その出しますものとそれがそういう機能がなかつた場合に、どれだけの損害をこうむるかといつた比較考慮の結果、必ずしも、集中してまいりました場合に、一部の組合員がある補助を受けてよその港に回す、あるいはかすにしてしまふ、実はこういうような形だけの調整でない漁業種類が相当あるわけでございます。

さうな意味におきまして私はいまの基金の機能がこれでやめになりました場合に、サンマにつきましては万一のことを考えますと、やはり集まりましたものを散らす必要がございますので、その機能は新しい民間の団体に残余財産を寄付いたしまして、これがいままで程度の規模ならば、サンマについてはできる体制をとっておく必要がある。その他の漁業につきましてはさうな御要請が、現実には業界からも散らすことについての御議論は出ておりませんし、まず漁業種類によつていろいろ調整の方法は違ふわけでございますけれども、調整組合の内部規定でとらええす対処していただくのが適當であらう。それから根本的に今後いろいろ対策を考えます場合にも、第一次的にはあくまで当該漁業者の団体でございまして、しかも調整をいつでもやろうとすればでき

る体制、つまり調整組合というものは本質的に必要であるというふうな考えをしております。

○川村清一君 さんま棒受網漁業生産調整組合、これは法人化して、そうして今度の基金の剰余金の一部をこれに対しては寄付するということのようでございますが、そのほかには調整組合としてはいま長官からお話がありましたように幾つかあるわけですね。八戸のイカ釣漁業生産調整組合、北部太平洋海区巻網漁業生産調整組合、山陰施網漁業生産調整組合、日本施網漁業生産調整組合、東日本サバ釣漁業生産調整組合、北海道サバ巻網漁業生産調整組合、こういうような生産調整組合がある。それでこれ以上によつて調整組合をつくるような行政指導をなさるお考えがございすか、どうですか。

○政府委員(久宗高君) これはやはり今後の漁況の変化と組合員のそれに対するお考えにもよろうと思ひます。私もどなたもいたしましては、生産調整組合という制度がございまして、今後のそれぞれの漁業種類におきまして漁協なり、それからそれの関連におきまして背後におきまして流通関係とのつながり、あるいは加工の度合いといったものも考えまして、必要がございすれば、この種のものは私は相当広範囲にあってしかるべきではないかというふうな考えをしております。

○川村清一君 三十六年に国が八千万円、その他北海道はじめ各都道府県、あるいは全漁連あるいは各地域の漁業協同組合、これが出資いたしました一億六千万円でもってこの基金が発足し、そして現在これを解散するに付いて財産を清算するわけですが、その財産が幾らあるかということをお聞きしたら二億あるやうでございますが、そうすると、一億六千万円のうち二千二百万ほどしか使つておられない、それが二億になった。それで出資金一億六千万とて、なおかつ剰余金が四千万円も残つた、一体どういう理由なんですか。一千二百万円より使わなかつたというのがこれは最大の理由でございますけれども、四千万も剰余金が出たというのは、これはどういう理由なんですか。

か。

○政府委員(久宗高君) 年次によつて若干の経緯がございすけれども、率直に申しまして、それだけの基金が運用されねばなるまいということと計画いたしましたのに対して、漁協が御承知のように全く違つた形態をとりましたので、使わないで済んだわけでございます。したがういまして、それを基金として確保いたしておりましたので、それに利子分が加わりまして、今日のような形になっておるわけでございます。

○川村清一君 大臣にお聞きしたいんですが、臨時行政調査会が行政改革という立場から特殊法人の廃止ということを言ひ出して、そうして一番矢面にこの魚価安定基金というのが浮かび上がった。いま解散するので今度財産の清算というふうな問題になつてくるわけですが、これは前のときにもやつたんですが、どうも政府は特殊法人であっても、力のある法人に対しては、これは整理せいなとはなかなか言えない。言つたところで抵抗がきつて強くなかなかできない。五法人やるについても、ほかの法人は何かとかんとか理屈をつけて別な角度で残るような模様が見受けられるわけでありまゝ。ところがこの法人だけは完全に消滅するわけでありまゝ。そこでこの法人にはどういふやうな役職の人と職員が何人くらいおつたのか、資料をいただいて見ましたところ、常勤職員というのはたった一人なんです。そして仕事やる職員は二人しかいない。ですから整理したところで、いわゆる役員と職員で三人整理されるだけなんです。いわゆる役員と職員という立場から考えたって全くこれはむだな――むだでもないでしようけれども、そういうところにはばかり目を向けておるといふことについて納得がいかない。そしてよく国会でも問題になつて新聞なんかに出て私ども憤慨したのですが、公社、公団の役員になると高い給料をとつて二年ぐらゐやつて、やめるときには退職金を何千万円ももらつたんでよく決算委員会とかその他の委員会でも問題になつて新聞に出ております。ところが常勤の役員

臣、八千万だけ国が出資して、そうして二千五百萬利子がついて返ってくる。あと一文もついてこない。出しただけ。株式会社だってこんなものがないですよ、あなた。こんなばかな話あります。か。大臣どうお思いになりますか、これ。

○政府委員(久松高君) この前も申し上げたわけでございますが、まあ基金の発足いたしました当時、こういう終末を別に予想していなかったわけでございます。いずれにいたしても、法律の規定によりますと出資を限度とせざるを得ませんので、四千万円という剰余が出るわけでございます。そこで私どもといたしましては、先ほど申しましたように、基金はここで終末になります。具体的にはサンマについての機能を果たしてまいりましたので、その類似の目的を持った団体に所要の額を必要だけ渡しまして、残ったものは民法の原則によりまして国庫に帰属するわけでございます。結果におきまして、国が出資してその利子分をまるまるもうけてしまった、あるいはよそにいく分までもうけたという見方もあり得るわけでございます。法律的に申し上げれば、それは最終的には帰属のきまらぬものでございますので、国庫に帰属せざるを得ないということでござい。ます。なおつけ加えて申しますと、この前も申し上げたわけでございますが、類似の目的に出

しました場合にサンマ以外のものに現実には使いませんので、必要な限度だけ寄付をいたしました。それ以上のものをもらいましても、現実には類似の事業ということで限界がございましたので、そこで限度にいたしましたわけでございます。

なお率直に申し上げれば、私どももいたしましたはいま具体的な案が示せないのも非常に残念なわけでございますけれども、今度の経験によりまして、もし本格的に多獲性魚の調整に乗り出すといたしますすれば、とてもこんな金額ではない、もっと相当大的な金額が要るのではないかというふうにも考えられますので、この段階でははっきりけじめをつけておきまして、あらためてしかるべき案を組みまして財政当局にお願したい、こ

う思つておるわけでございます。

○川村清一君 長官のたゞいまのお話が政策論であれば私はわかります。しかし、たゞいま長官は法律論にということをお話された。法律論で言うならば私は納得できない。それじゃ私質問します。第七條の「第四十三條第一項及び第二項の規定により残余財産を分配した後に於いて、なお剰余を生じたときは、基金の目的に類似する目的の「基金の目的」というのは法律的に何ですか。

○政府委員(久松高君) へたな法律論を振り回しましてまことに恐縮でございますけれども、法律論ということばは撤回させていただきます。基金の目的には先般、これがかりに組織法であっても魚価安定についての国の基本的な姿勢を示したものだから必要ではないかというお話がございました。私も同様に思います。つまり、魚価安定の必要性ということはもちろん私もかりにこの法律が組織法でありましたために廃止せざるを得ないといつたとしても、深く心に刻みまして、その対策に当たつておるわけでございます。先ほど法律的に申し上げて申し上げましたのは、たとえ七條にいたしましても、基金の目的から申し上げますれば、これは文法的にいつて必ずしもサンマに限定されたものではございません。しかし、現実にそれを受ける立場の新しい団体におきましては、包括的に多獲性魚について基金が果たしたような役割りを果たさないわけでございます。サンマに限定された仕事になっておりますので、さような意味からその仕事に即して寄付をいたしますとすれば、いまのような金額に限定せざるを得ないということでございます。しかもそれによつてさらに残余が出た場合には、これは最終的には受け取り手がございませんで、結果において国庫に帰属せざるを得ないというのが実態でございます。

○川村清一君 ですから私は安定基金法の第四十三條の第二項に、「前項の規定により各出資者に分配することが出来る額は、その出資額を限度とする」というこの法律の規定があるから、だから国に八千万円を返すことは、まことに残念だけれども、この法律の規定があるからこれはやむを得ないだろうと、私はそれは了解しているわけです。せっかく国が八千万出して、そうしてまたそれが国に返っていくのですから、まことにこれは残念です。しかしこれは法律にあるのだからしかたがない。しかしながら、たゞいまここで審議しているこの法律案は、「基金の目的に類似する目的」と、そうすると基金の目的とは何かということになると、これは冒頭私が申し上げました魚価安定基金法の第一條の目的なんです。魚価安定基金は、漁業生産調整組合、水産業協同組合等が多獲性の水産物の価格を安定させるために行なう調整等の事業につき助成をすることにより、漁業経営の安定に資することを目的とする」と、これ以外にないのです。

ところがこれはサンマを目的にした組織法だと、こうおっしゃる。それは政策論といふのですよ、サンマなんといふことをいふ言ひことは、法律のどこにもサンマなんて書いてない。法律論争ならば私のほうが間違ひなのかどうか。法制局からだれか呼んできて、法律解釈してもらわなければ……だからして、基金の目的に類似する目的を行なう、そういう団体があつたら、そういう事態があつたならば、「剰余財産の全部又は一部を処分することが出来る」という法律なんです。これを審議しているのです。そうでしょう。そうして二項で、「前項の規定により処分されなかつた剰余財産は、国庫に帰属する」と、こういうふうになつてゐる。全部処分してしまつて残らなかつたら国になんか一文もやらずにいいのでしょ。う。そうでしょう。

それならば、第七條の「基金の目的に類似する目的」とこの目的のために事業をやっているものがあつたならば、それにやつて法律違反になるのか。全部やつてもいいわけでしょう、この法律解釈でいけば。法律専門家でないし、どうも学がな

くて、大学も出ていませんから、法律のことはよくわからぬけれども、法制局の専門家にひとつ来てもらつて、ここをひとつ解釈してもらいたい。私の言うことが間違ひですか。目的に類似する目的のためにやるものがあつたら、その剰余財産の全部または一部をやる。サンマだというのが、サンマなんといふことは法律に書いていませんよ。これはどういふことになりますか。その辺を明確にしてください。法律に何も書いてないことをサンマサンマといふ言ひで言えるのですか。これは拡大解釈もはなはだし。また不当な解釈でないかと私は思ふのですけれども、どうですか。

○政府委員(久松高君) 先ほど申し上げましたように、これは文法的にはもちろんサンマに限定されるものではございません。ただ、類似——御指摘がありましたように、基金ができました際に、その出資の關係、これは業界からの出資も仰いだわけでございますが、現実にはそれぞれの魚種につきまして、特に基金が本来的にありまふような、つまり、一部の組合員に負担をかけてやらざるを得ないような機能、これにつきましては私どものあるいは指導が至らなかつたせいもあるかと思ふんでありますが、結局態勢が整つておりまして緊急にそのような事態のございましたサンマにおきまして、業界においても金を積んでやろうといふことで出資の大部分はこの資料でもご紹介いただけますように、サンマの關係者が実は出したわけでございます。で、国といたしましては八千万円を出します。そのほじきました経緯につきましては、当面問題になりますサンマが基礎になつて計算したような経緯もあるわけでございます。まあ二分の一の援助といふことで業界ではサンマだけの方が出資をなさいます。県といつたしましてもサンマに非常に御關係のあるところはほととけないといふことで国がやろうといふなら私たちも出してやろうといふことで御出資をいただいたわけでございます。さような経緯もございますので、この段階でこれを締めるといひますれば、もちろん御指摘のように第一條にお

きましてはサンマに限定しませんが、多数の多獲性魚についての対策がこの基金でとられておれば、あるいはこの解散といふような問題にならなかつたかもしれないのですけれども、どうも十分私どもが実態を把握しませんでしたのと指導が至りませんでしたために、また基本的にはやはりサンマの海況異変といふ予測せざる事態にぶつかりまして、またここでこのようないき方は締めざるを得ないといふことになつたわけでございます。

したがいましておっしゃるやうに文法的に申し上げますれば、四千万円の中で基金の本来の目的からいへば、その類似した面について何もサンマに限定することはないではないかというお話は私もわかります。わかりますが、現実にはそのような他の生産組合でちやうど基金が本来的な仕事としておりますやうな一部の組合員の寄港につきまして、それを分散してやるといふやうな、そういう措置の方法はとつておりませんので、さやうな意味から現実問題といたしまして、これをかりに方々にばらまきまして、十分な機能が、本来そういう機能を果たしていませんといふ点もございまして、法律論、法律的問題とその経緯と受け入れ態勢の実態から考えまして、かやうな配分關係を検討いたしまして、案としておはかりしておるわけでございます。

もちろんこの問題につきましては、各県におきましてもいろいろ御出資をなさつております關係もございまして、若干の議論はございまして、けれども、いままでの経緯から見まして突つ込んで御相談いたしましたところ、本来であれば県といひましたしても出資をしておつて、まあ出資を限度に返してもらつて、残余財産についてもどうも私たちがとしても問題があるといひました果もございまして、けれども、いろいろ経緯を御説明してまいりましたところ、そこは釈然としていただきまして、もつとこの機会に本格的な取り組みをしようといふないかといふことに踏み切つていただいたやうな経緯があるわけでございます。経緯を率直に申し上げますとさやうなことでございます。

○川村清一君 長官ね、業界の人というのはわりと水産庁に弱いんです、はつきり申し上げて。

たとえば森林経営をやっている方は林野庁にはやはり強い、それからまあ委員長は和歌山県の漁連の会長ですが、いろいろ思っておつてもやっぱり水産庁にいろいろの頼みに行くこともありますから、どうしても弱いわけですよ。ですから私に頼むことが何にもないわけですから、ですからね、出資された方の名簿もすつとあるわけですよ、県も漁連も。北海道漁連、青森県漁連、岩手県漁連、宮城県漁連、福島県漁連、茨城県漁連、千葉県漁連、北海道水産加工、石巻水産加工、そのあたりからは三十万だ四十万だ、五十万だを出しているわけですよ。ですからこの人々も八千万を出した国に対して二千五百万全部やるということに対しては、みんな不満を持っていると思うのです。持っておられますけれども、あなたの方のほうはこういう方針を立てて、それに対してはしからぬなんと言つて、あまり文句をつけると、また何かの機会にものを頼みに行つても、なかなかやってくれないでしょう、ほんとうのところ正直に言つて。だから、もし思つていても言えないのですよ。この辺、役人として皆さま方はやはりそれは考へてやらないと民主的な行政はできませんよ。

そこでぼくは聞きたいのですが、かりに私に言わしめるならば、これはサンマでやったのだ、そうしてサンマ関係の方々が出資したのだ、そうしてその果実は四千万あったのだ、だからその四千万の果実をサンマ以外のものにやることはまずないのだ、こういう議論であれば、その議論は議論として私もわかりませんが、それならそれでもいい。なぜ四千万円全部サンマにやらないのですか。やたつたていいでしょう。全国さんま権受網漁業生産調整組合ですか、これをきちんと法人化して、そうして四千万を基金として与えて、そうしてこのサンマだつていまは不漁で、こういう必要はないかもしれないが、将来にわたつて絶対

サンマが不漁だということもあり得ないと思う。そういうようなこともあり得るでしょう。ですから、その基金がめちやくちやに使われないように、あなたのほうで厳重にこれを監査しておつて、基金として出して、そうしてそういう事態が発生したときにおいて、その四千万を有効に使わしめたいじゃないですか。五兆八千億という莫大な、ちよつと見当もつかないようなあいう予算を持つていて、金の金庫の中に、二千五百万円といつても、そんなものは全くアワ粒みたいなものでしょう。ところが、この組合に四千万差し上げてもらふなら、この四千万というものは実に偉大な力を持ちますよ。長官、そういうことをお考えになりませんか。四千万出すということはうまくなのですか。どうですか、どうしても二千五百万国に返さない、うまくなかないのですか。大臣の顔はつづれるのですか、どういうことですか。大蔵大臣としっかりした約束がしてあるのですか。

○政府委員(久宗高君) まことに答えにくいのでございますが、この問題につきましては業界と十分突つ込んで御相談いたしました。水産庁にはものが言にくいという問題もあるかと思ひますが、事サンマに關しましては、私もはなはだ低姿勢でございまして、こういうことにもならざるを得なかつた。本格的にやりたいということ、だいが突つ込んで話しました結果、業界では、率直に申し上げましてその四千万にあまりこだわつておられないというわけでありまして、しいて私どもの気持ちを申し上げますと、二千五百万円の問題でございまして、もちろん、それを個々に分けました場合、関係者の組合は小そうございまして、それはそれなりの意義を持っておるのではありませんけれども、関係者の気持ちにも、また私どもの気持ちにもこの際必要な額は一応とつてきたい、またこれがたまたま計算してみますと、出資分に近い形になりますけれども、いまのような規模の仕事が続けてまいりますのに必要な限度ということにとどまりますと、あと二千五百万円程度

のものは残るわけでございますが、それはきれいさつぱり返してしまふ。私どもがほしいのは、もつとけたの違ふ金であるということとをそれぞれ考へまして、腹をきめたわけでございます。その辺の経緯は御覽察をいただきたいと思つてございまして。

○川村清一君 それでは、あまりしつこい話をしてもしかたがないから、この辺でやめて、別な問題にも少し触れさせていただきます。おそくなりまして恐縮ですが、あの資料をいただきまして、スケソウのすり身の資料なんです、ちよつとこれ違ひませんか。要求していただいた表の二ページなんです、すけそうだら、冷凍すり身、生産量の推移、この陸上のほうですね。生産量四十二年度二万九千九百トン、それから母船式三万七千五百トン。母船式のほうはいんですが、陸上のほうの二万九千九百トンというのは、これはちよつと違ひませんか。この資料はどこから出たのかと見たら、北海道冷凍魚肉協会資料となつています。私、持っている資料も、これは北海道冷凍魚肉協会の資料なんですけれども、この母船式のほうは合っているんですが、陸上のほうは合いません。これは合わぬのはわかるのです。こういう席で言うのはおかしいですけれども、生産者がとれたやつを正確に言わないで、さうね、まあ、いろいろ関係があるから。それでぼくは農林省の權威ある統計がほしいんですが、農林省にないとなつて、北海道冷凍魚肉協会の資料なんです。ところがこつちも冷凍魚肉協会なんです。で、私が持つておる資料のほうは、これは四万四千九百トン、こういう資料なんです。四十二年度はそれは北海道だけで三万四千五百トン、それから西日本のアジとかサバのほうの、このすり身でもって一万三千六百四十トン、合計で四万四千九百トン、こう出てるんですが、これは違ひありませんか。

○政府委員(久宗高君) おそらくそのお話は北海道の数字が三万四千五百トンになつておられるのでしたら、すり身のうち、スケソウダラ以外のものが四千六百トンございまして、スケソウが二万九千九百トンですからその他スケソウ以外の原料ですり身にいたしましたものが四千六百トン。で、北海道を計いたしましたして四十二年度は三万四千五百トンという数字がございまして、それではございせんか。ここではスケソウを原料とした、という御指定がございましたので、スケソウだけをあげたのでございまして……。

○川村清一君 やつぱりこの種の資料は權威のある農林省の統計を出していただきたい。業界からこういうやつをとると、政治家に出すのと、役所に出すのと、税務署に出すのと、いろいろみんな違つてくるわけですよ。ですから、その点やつぱり大事な問題ですから、權威のある統計をひとつ今後出していただきたいということをお願い申し上げます。

そこで、もう時間がおそくなりましたから、縮めて申し上げますと、先ほどスケソウダラの問題で魚価低落を防ぐために、すり身というものに非常に重点を置かれておつておつた。これはそうなんです。そこですり身の生産と需要とがマッチして、これはいいわけですよ。ところがマッチしないところになかなか問題があるわけでございます。昨年は大体すり身だけの生産が陸上だけでも四万四千九百トン、それから洋上です、母船式、これが大洋漁業だけでも一萬六千六百トン。それから日本水が千八百……。これも違ふな、大洋が一萬九千トン、日本が一萬六千六百トン、それから北水が千八百五十トン。大体、まあ、いただいたのと同じですが、それで三万七千六百トンですか、合計で八万二千五百トン。大体八万二千トンです。昨年のすり身の生産というものは、これがいわゆる需要と生産とが大體マッチしたところではないかと、こう思うのです。ところが四十三年の生産計画でいきますと、大洋、日本、北水とも相当大量の生産計画を立てておりまして、大洋は二万五千トン、日本が二万二千トン、北水が四千トン、合計五万一千トン、陸上では北海道が四万七千トン、西日本が一萬五

千トン、その他で七千トン、合計六万九千トン、それで陸上と海上を合わせると十二万トン、まあ十二万トンのすり身という生産計画が出ているのです。

そこで問題は生産と需要の問題でございますが、昨年、先ほども申し上げましたように、北海道と西日本の陸上、海上の大洋、日本、北洋を合わせて八万三千トン、これはどういう方向に向けるか。需要面でございますが、大体かまぼこ向けに五万二千トン、それからハム・ソーセイジに二万九千トン、このハム・ソーセイジは大体売れ行きがこれでとまっております。伸びがもうとまりで、これ以上の原料需要の伸びは期待できない、こういうふうに言われておるわけであります。それから焼きちくわ、揚げかまぼこであります。これは製品が安いために高いすり身原料を使う率が低い。これを高めることはちょっと困難である。このかまぼこでございますが、昨年は五万二千トン、これがどの程度期待できるかどうかということが四十三年度の生産にかかってくるわけでございますが、大体冷凍すり身を原料に使っていないものがこれから使うといまして、北海道、東北で約十万吨程度伸びるのではないかと。それから他府県でございますが、他府県で冷凍すり身使用の実情は、現在一〇%から五〇%、平均で三〇%、さらにふえても四〇%以上は見込まれないのではないかと。そこで昨年からかまぼこの原料は五万二千トンであります。これをこの状態から見ていって、総体昨年は八万三千トンすり身の需要があったわけで、生産と需要とが大体マッチしたわけであります。まあこの四十三年度は、どう見ても一十一万程度より伸びないといすれば、どうしてもこの需要の範囲の中で生産を押さなければいけません。これはどういふか。そこで生産計画は、大体先ほど言いましたように、北海道が四万七千トン、大洋が二万五千トン、日本が二万二千トン、北洋水産が四千トン、西日本が一万五千トン、その他七千トンで、十二万トン。そうすると、十二万トン程度ならば何とか

とんとんになるわけでございます。

そこで問題はこれは北海道なんです。スケソウの原料は北海道だけで約六十万トンとれる。そうすると、この六十万トンのスケソウを塩乾に十五万トン向けることができ、生魚でもって十万吨、すり身が大体四万七千トン、まあ五万トン程度とすれば、御承知のように、すり身は原魚の四分の一でございます。原魚でもって二十万トン、そうすると、四十五万トンは北海道でスケソウを処理できるわけですが、六十万トンのとれるわけですから、残り十五万トンをどうするかという問題が出てくるわけです。十五万トン、これがいわゆる問題なんです。そこで、北海道といましては、これは何とかしなければならぬというわけで、業者間で、いま沿岸の漁業におきましては、水揚げ高の場合に一キロについて三十銭、それから底びきは水揚げの一割、これを積み立てて北海道だけで約一億円の基金をつくる、それで新製品の開発とか、スケソウの調整をはかるとか、こういうようなことをやって自主的に価格の調整をやる、こういうことを考えておるわけですが、政府において残るこの十五万トンに対して何らかの措置をとってもらわなければ、これはしょうがないわけです。

ところが、これは私しばしば申し上げておるように、この水産庁の水産行政は、沿岸の漁業よりもどうしても大企業漁業のほうに目が向けられていくわけです。そうして沿岸の漁業経営よりも、いわゆる日本全体の生産第一主義、もちろん生産を上げることは、これは当然な使命ですからいいんですけれども、生産がどんどん上がって喜ばしい状況が出てくるけれども、その反面、いわゆる生産性の弱い沿岸漁民が非常に困るという問題がある。この残る十五万トンの処理を政府に考えてもらわなければならぬ。それを考える場合には何より方法がないかという、このすり身のシニアを陸上のほうにくだなければ、北海道あるいは東北の余った原魚のすり身のスケソウの処理ができないわけですよ。海上のほうの大洋漁

業、日本、北水というこういう母船式の、いわゆる漁船から生魚を買って母船の中でどんどんすり身をつくるんです。そして冷凍すり身にしておまぼこやハム・ソーセイジの原料にしてどんどんちへ持つてくるわけですね。この海上母船をやっている量を、このシニアをもう少し沿岸のほうに向けてくれないか、この余ったものをどうしようもない、かすにしてしまふより方法がないということになってくるわけです。かてて加えて、これは最近、西カムの母船式カレイをやっている報国水産、宝幸水産、大洋漁業、函館公社、四社三船団がこのカレイを中心に漁船からカレイを買ってやっておるが、採算がどうもうまくないうもんだから、そこでさらにスケソウやすり身を生産を出そうというわけで、あなたの方のほうに報国水産、宝幸水産、大洋、あいう業界からいんな要請がなされておるでしょう。その大企業に要請に応じられて、これ以上またふやされたらもはやお手上げという状態にならざるを得ない。これに対してどうお考えになりますか。もう少し海上の、いわゆる大資本のやっているすり身生産を少し減らして、これを縮小させて、この分を陸上のほうに回してもらえないかどうか、新たにものつくりを生産をやらせろという、こういう大企業の要請に対しては、断固として水産庁はこれを拒否していただきたい、そういう態度で臨んであるかどうか。どうも水産庁の役人は弱いから大洋とか、日魯とか、日本とかいうのに一般的に弱いということは、歴代の長官さんなんかおやめになるとどうしても大洋の重役さんなんかに行くと人はずいぶんいふものだから、どうしてもそうなることはしょうがないと思うけれども、それで沿岸は困っているのですから、少しやってもらわないといけなと思うのですが、この点はいかがですか。

○政府委員(久松高君) スケソウの問題は御指摘のような問題でございます。いわゆる多獲性魚と申しまして、来てしまふ漁業というよりは、先ほど申しましたように、あのようなすり身という技術革新によりまして、とうとうとすればとれる、人間の意思が入るわけでございます。行政としても非常にむづかしい問題でございます。御指摘のようにこれは幾つかの種類の漁業に関連があるわけでございまして、母船式もございまして、それから中型の底びきもございまして、いわゆる北船船もございまして、沿岸の細かい方々の問題があるわけでございますので、漁業調整という点から申しましても非常に高度な判断の必要なものだろうと思うわけでございます。さらに御指摘のようにこれは北洋の一連の資源問題と関連いたしまして、実はカレイの問題につきましても日ソ間で相当問題になっておりますので、これについての若干の配慮が必要であると思っております。これはすり身の需要の見通しにかんがかるわけでございまして、樂觀論、悲觀論いろいろあるわけでございます。私もこれについては基本的にはそれぞれの業態におきまして相当突っ込んだ自主的な態勢を整えておいていただいた上で、当然これは横の関連に、他の業種との関連がございまして、水産庁といましては昨年来いろいろな形でこの問題の調整に入っております。最近それぞれの団体にございまして考え方をだんだんまとめてきておられますので、それらを十分考えまして調整をいたしたいと思っております。非常にむづかしいわけでございまして、すり身の需要につきましては、やり方いかんによりましては相当まだやりようがあるのではないかと。この際に漁業の業種間のいろいろな紛争がございまして非常にやりにくいわけでございまして、そのうまう調整がつけば、私はせつなく取れるものであつて、国民経済的にも相当要請のある時期に、その過渡期をうまく乗り切ればすり身の生産需要の拡大と関連いたしまして、スケソウの需要が確立するというようなことも考え得ると

思いますので、いまのいろいろな御指摘の点は十分私どもも考えております点でございますので、さらにそれぞれの業界とも突っ込んだ御相談をいたしまして対処してまいりたいと思ひます。

○川村清一君 あと一問でやめますが、ぜひそういうふうにとつていただきたいと思ひます。くれぐれもお願いすることは、これは生産をあげるということは大事なことです。生産をあげるためにはほんとうにあらゆる施設を利用してやつてまいるべきだと思ひます。しかし、その結果逆に非常な困るようなものが出てくるようなことじや困るので、その辺の調整が非常にむずかしいことではございませうけれども、特にやつてもらいたい。こういうふうにくれぐれもお願いしたいことは、大資本漁業にばかり弱くならないようにお願いしたいと思ひます。

たとえば、ことしの日ソ漁業交渉の過程で、ソ連が大陸的な宣言をして、そしてカニ漁業に対して規制を加えるような措置に出てきた、あるいはまたサケ・マス漁業も九万三千トンといったような、いままでかつてないような漁獲量を示してきたというふうなことはきかめて問題があります。これらについては私は私なりの意見を持つことであつて、なぜ一体ソ連がカニ漁業に対してそういう措置をとつてきたか、日本漁業に対してこれは反省すべきことがたくさんあると思ひます。しかし、この席上では言えませんが、まあ言ひませんが、それからサケ・マス漁業について、これはもう私は大いにやらなければならぬと思ひます。日本の資本漁業はもともとと反省しなければならぬことがある。この間の白書でもいふように、国際漁業についてはほんとうに謙虚な反省をもつて、そして資源を、ほんとうに資源は国際管理をするといったような立場から資源に対処していかねばならぬ、こう思ふのです。しかしながら利益のためには何をやつてもいいのだとめちやくちやな漁獲をするようになつてしまつては、これはよく反省してもらふなければならぬ、そういう点もあります。

ので、十分ひとつあつていただきたいこと、それからそういう母船式漁業をどんどんふやしていく、それからまた北航船をどんどんふやしていく、スケソウは科学的には幾らとつてもこれは乱獲ということにならない、資源はなくなるならぬ魚種になつておるわけであり、同じ理屈から言へばニシンだつてそうであり、それからイワシなんかがだつてそうであります。しかしながらそれは乱獲が乱獲のせいではないか知らないけれども、なくなるはずがないサンマもとれなくなり、ニシンもいなくなる、これは全部海況の変化だけなのかどうかというところにはやはり問題もあるわけですから、あなたの方のほうで北航なんかもめちやくちやにふやして、規模を拡大して、魚をどんどんとつて、一体スケソウ資源というものは恒久的に現在の資源を守ることができかどうか、そういうことだつて自信を持つて絶対間違いないといふことはあなたに言えないでしよう。こういうふうなこともありますが、資源論の上から考えても水産庁はただ漁獲努力をふやせばいいのだなんていうふうな考え方ではなくて、やはりもっと総合的に考えて行政を施行してもらふなければならぬ、私はそう思ふわけでありませう。

それから魚価安定の方法ですが、魚価安定といつたつて、これは消費者の立場からの魚価安定もあり、生産者の立場からの魚価安定もあるわけなんです。現在は農水委員でもあり、関係上、生産者の価格のサイドからいろいろ議論してきたわけなんです。生産者の価格安定というサイドから問題を議論していくといふと、これは価格対策といひましては、農業などに見られるような、一定価格によつて買い上げる一つの政策があるわけなんです。それから価格差を補給する、そういう政策もある。これは農業でも行なわれておる。それから今度は流通対策でも価格政策を行なつていく——生産調整もそうでありませうし、また産地の処理能力を増強していくという方法もありませうし、あるいは調整保管、あるいは流通近代化の

促進、いろいろあるわけなんです。時間がありませんから詳しく申し上げませんが、そこでただ一つお聞きしておきたいのは、はつきりお答えできるかどうかかわらぬけれども、水産庁の魚価安定のいわゆる価格対策といふものは、流通対策の面からみればさうとされておるのか、農業のようなやり方あるいは買い上げ政策であるとか、あるいは価格差を補給するといふ政策、こういうふうなものも取り上げて、いわゆる何らかの制度によつて価格安定をなさうとしておるか、両方考えておるか、このくらいは構想を述べられませんか。それも総合的に検討しますという程度ですか。ひとつこのくらいの方向だけはお示しいただかぬと、これで二時間くらい質問やつておるのですから、ただしゃべつただけでさつぱり何にもなかつたのじゃ質問した私としましてもちよつと引込みがつかぬので、一体どういう方向でやるかとしておるのか、その程度のこととはひとつお答えいただきたい。

○政府委員(久米高君) 的確にお答えできないのでありますが、狭い意味の、狭義の流通対策ではございませう。たゞたびたび申し上げておりますように、一連の経緯から見まして、おっしゃるとおりやはり総合的に対処する必要があるというところ、基本的には現在の需要の見通しから申しまして、相当の供給にギャップが出るおそれがございますので、生産から最終段階に至るまでの問題を組織化するという考え方で対処したいと考えておるわけでありませう。

○川村清一君 最後に、大臣に御所見を伺いたいと思ひます。魚価の安定対策について長時間にわたつていろいろ質問してまいりましたが、この魚価安定の問題も含めて日本の水産振興のためにはひとつ大いに大臣の御健闘をいま期待しておるわけでございます。今国会におきましては水産関係の法案はこれしかありませんので、国会開会中に水産問題で大臣に再度お話を承る機会もございませうので、ぜひ大臣の御決意をお聞きしたいことは、先般の

漁業白書の質問のときに、大蔵大臣は、水産の予算が少くないということを認めておられますし、いまその国内の漁業を考えてみると、やはり生産を發展させるという点から考えてみても、あるいはその漁業に従事しておる漁業者の生活を安定させるという面から考えてみても、強力にやつていただかなければならぬ施策が多々あるわけでございます。したがつて、ひとつ四十四年度の予算編成の場合におきましては、水産庁の総力をあげて、そして一つ具体的な政策を打ち立てられて、それを裏付けられる予算をぜひひとつ大蔵大臣から取られまして、そして四十四年度の水産行政を施行していただきたい。大いに西村大臣に期待しておるのでございませうが、ぜひひとつがんばつていただきたい。特にことしの白書は、どなたがあの白書を書いたのかわかりませうけれども、非常に現在日本のかかえておる漁業の問題点を克明に分析し、また、こんなことを書いても大臣にしかれないのかと思はれるような問題まで大胆に掲出してあります。その点において私は非常に感心したのですが、そういうふうな情熱を持つておる職員がやはり水産庁の中に、大臣の部下の中にいるわけですから、こういう事務当局の情熱を生かせるように、それを實現させるように、それは一にかかつて大臣であり、長官の肩にかかつてくると思ふのでございませうが、そういう点でひとつばりばり仕事をやつていただきたいということをお願いいたします。ぜひひとつ大臣の考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○国務大臣(西村直吉君) きわめて回数も多くございませうが、この席を通し、また本会議を通して、委員の各位から水産に対する御所見あるいは御質問を承つておりますし、また水産の置かれまじりたる内外の環境につきましても、できるだけ正しい認識を私は持つてまいりたい、そしてこれに對しまして、対処すべき今後のさらに施策というものを十分練りまして、毎回申し上げますようにどちからかといふと、他の部門よりおくれや

すい状態に立ちやすい水産推進、こういうことに
対しまして、ひとつ努力してまいりたいという決
意でございますことを申し上げたいと思います。

○委員長(和田鶴一君) 他に御発言もなければ、
質疑は終局したものと認めて御異議ございません
か。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(和田鶴一君) 御異議ないと認め、さよ
う決定いたします。

速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(和田鶴一君) 速記を起こして。

これにて暫時休憩いたします。午後二時三十分
より再開いたします。

午後一時十二分休憩

午後二時四十五分開会

○委員長(和田鶴一君) これより委員会を再開い
たします。

畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正
する法律案を議題といたします。

本案に対し質疑のある方は順次御発言を願いま
す。

○村田秀三君 まず提案者にお伺いをいたします
が、まあお伺いすると申しまして、議員立法と
いう性格のものでございますから、特段に提案者
に対して詰めていくということはどうかとも考え
ておりますが、一つだけお伺いしてみたいと思
いますことは、説明をいただきましたとおよそのこ
とは承知をいたしておりますけれども、再度確認
の意味で、その改正の目的、それからその効果
をどの程度に期待をしておるか、と申しますか、こ
れについてお伺いをいたしたいと思います。

なお、この改正の趣旨と申しますものは、部分的
なものでありますけれども、しかしながら、生産
者の価格を安定するといえますか、むしろ、生産者
が再生産に必要とする価格の維持というところに
ひっきょうするところの目的が置かれていたのでは
ないかと考えられるわけでございますが、その

辺のところをひとつ御説明をいただきたいと思
います。

○衆議院議員(坂村吉正君) ただいま御質問の点
でございますが、この前提案理由の説明を申し上げ
いたしましたように、いま畜安法で、実は御承知の
ごとく、東京、大阪をはじめとして、あるいは福
岡であるとか、岡山であるとか、広島であるとか、
名古屋であるとか、いろいろそういうところに
市場間の格差をつけまして、そうして値段の告
示をしておるわけでありまして、まあそれは生産地
から消費地までの間の運賃もあつて、いろいろ
なる諸掛りもあつて、値段の格差がある
のは当然でございます。しかし、それをわざわざ
初めから買い入れ値段というやつを格差をつけて
告示をしておきますと、いかにもどうも福岡と大
阪とではこれだけの格差があるのだと、こう
いうことは、まあ市場一般にそういう印象を非常
に強く与える。で、必ずしも、これは役人がいろ
いろはじいた値段でございますから、ほんとうに
自由取引の場合に合理的な格差であるかどうか、
そういう点も私はこれは問題があると、もう神さ
まじやありませんから、正確な格差がそのところ
の値段の差にあらわれているということはな
かなか言えないと思うのです。そういうことを考
えますと、どうもやはり初めからそういう格差をつ
けて告示をしておきますと、自由取引にそれは非
常に悪影響を与えてまいります。そういうような
ことで、普通の自由取引の値段にまでそれが影響
を与える、そういうことがあつては豚の生産者に
対しまして非常にこれは不親切なことでございま
すので、これは当然実際事業団が買い入れるとき
には、いろいろの格差があつてもこれはやむを得
ませんけれども、初めから格差をきめた告示とい
うことは、これはなるべく中心となる市場であ
る東京、大阪ぐらいに限って、事業団の買い入れ
の下の価格あるいは上位の価格というものはこれ
は一本にしておいて、そうしてあとは実際買い入
れの必要が起つたときに実際の諸経費や何か
を引いたやつを實際に買い入れていく、こういう

ことをやっていくほうが自然の取引に對しまし
て、自然の価格形成に對して非常に影響としては
いいのではないかと、そのことが生産者に対しては
プラスになるのではないかと、こういうことを実は
期待しておるわけでございます。でございますか
らその値段についてはもちろんおっしゃる通りに
生産者が再生産できるように、また全体の市場の
大勢を反映するような、そういう値段をこれは政
府できめておるわけでございますから、その値段
をきめるきめ方を実はあまりあつちの格差をつ
けた値段をきめないで、東京、大阪だけにしてお
くとは現実に必要の起つたときに値段をきめて
いったらいいじゃないか、こういう考え方でござ
います。

○村田秀三君 畜産局長にお伺いいたしますが、
これは農林省から提案されたものではないとい
うことであります。もちろんこれを改定するにつ
きましては農林省とも種々協議をなされておるも
のと思ひますが、この改正部分に對する政令の
改正などは御用意はすでにできておるのではない
かと、ないしは予定するものでございまして、
ひとつお伺いいたします。

○政府委員(岡田覚夫君) 立案の当初から御相談
がございまして、私のほうも一緒に検討されてい
ただいたわけでございます。政令につきましては
大体二つございまして、一つは安定基準価格、安
定上位価格をきめます市場をどこにするかとい
う点と、それから現実に買い入れをいたします場合
に安定基準価格を基礎にいたしまして、その他の
市場の買い入れ価格をきめるということになつて
おりますので、その価格のきめ方、この二つにつ
いて主として規定をすることになるわけでござ
います。それについては現在検討いたしておるわ
けでございます。

○委員長(和田鶴一君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(和田鶴一君) 速記を起こして。

○村田秀三君 そうすると、検討するというだけ
の答弁ですが、この趣旨に對するような改正と

いうことは差しつかえないわけでしょう。
○政府委員(岡田覚夫君) これは議員提案でなさ
れました法律でございます。立法の趣旨という
ものはもちろん提案理由の説明の中にも書いてご
ざいます。で、そういうふうな趣旨に沿いまし
て、政令はきめさせていただきますというふう
に実は思つておるわけでございます。

○村田秀三君 いま提案者のほうから政令で定め
る主要な消費地域に所在する中央卸売市場、こ
う改めてその範囲は東京、大阪、こういうふう
にした、二カ所という意味ではなからうかと思ひ
ますが、でも、そう農林省でも考えているとい
うことで理解してよろしいですか。

○政府委員(岡田覚夫君) 検討いたしております
けれども、大体そういうふうな考えでおるわけ
でございます。

○村田秀三君 そうしますとまだ省として確定を
しておるわけではありせんから、明確なことが
言えるかどうかは別にして、たとえば東京、大阪
に固定をした、こういう前提に立つて考えた場合
に、この改正部分の改正効果といひますか、それ
をどのように理解できるか、検討なさつてい
ればお伺いしたい。

○政府委員(岡田覚夫君) 先ほど坂村先生からお
話がございましたように、従来は各市場ごとに安
定基準価格と安定上位価格をきめておつたと、し
たがいまして、それが買い上げをいたしますと
き、または売却をいたしますときには、その価格
というものが意味を持てまいるわけでございま
すけれども、現実に買い入れをしないというふう
な場合におきまして、その価格が定められてお
りますために、市場において自由に形成されるべき
価格が、その定められております価格に引かれま
して、かえつて自由な価格形成を阻害するおそれ
があるということが改正の最大の眼目であるとい
うふうに思つております。現実には、従来
価格をきめておりましたので、価格がきめられて
なかつた場合にどのように形成されるかというこ
とを案証するということはなかなかむずかしいわ

けでございます。そこでこれを現実に検証しますことはなかなかむずかしいこととございますけれども、理論的に考えましてそういうことは想定されるわけでございます。したがって、もしも価格を定めていなかったとすれば別の形の価格が形成されたであろうことは考えられます。買入れをいたします際にきめればいい価格をあらかじめきめておくということは、かえって市場の自由な価格形成を阻害するおそれがあるということは十分考えられることとございますので、今回の法律改正の御提案になりました点につきましては、われわれとしても適切ではないかというふうな考えをしております。そういう意味では、適切な価格が形成されることになるということでメリットがあるのではなからうかというふうな考えをしております。

○村田秀三君 どうも抽象的な説明なのでちょっと理解できにくいわけなんです。要すれば、改正をしなければならぬ趣旨というのは、もちろん、畜安法というのは生産者と消費者の立場に立って調和をはかるという意味の目的があるのではないかと思います。しかしながら、この改正の意図というのは、どちらかといえば生産者の立場といえますか、それに立って立案されておると私は理解をするわけでありますが、その点もう一度それでは確認をしておきます。

○衆議院議員(坂村吉正君) おっしゃるとおりでございます。生産者の利益というものを非常に大きく考えておるわけでございますが、と同時に、これは御承知のように、普通の場合には自由取引でございますから、そういう意味では需要供給がうまくびつたりいくというふうな、そういうことで適正な価格形成というものを期待しているわけでございます。ですから、この改正は通常の状態、豚肉が非常に余って、これは事業団が買入れしなきゃならぬというふうな状態を想定するよりも、むしろ通常の、普通の買入れもしないような状態のときに適正な値段が形成される、こう

いうことを実は期待しているわけでございます。非常に、普通の場合でも、いかにも格差をつけた、そういう値段の告示が出ていますと、先ほど畜産局長も言ったように、これはそれに非常に値段が引っぱらるわけでございます。そのために、あるいは場合によつたら、値段の格差のきめようによっては生産者にプラスになることもあり、マイナスになることもあるかもしれません。が、どちらかといえば、いまの状態ではそれがかえって生産者にはマイナスの面が多く働いておる、こういうことがありますので、たとえば遠くのほうの宮崎とか鹿児島とか、ああいうようなところでは非常に要望が強い、そういう実態にあるものですから、普通の場合には、通常の取引で需要供給で適正な値段がきまる、こういう状態を期待してこの改正をした、こういうこととでございます。

で、どうも政府としては、こういう問題についてやはりいろいろの事情がありまして、私も長いこと役人をしてもらった者でございますが、これはしりが重くて、こういう問題だけを取り上げてすぐ法律改正をやるなんというところまでなかなかいかぬというのが実態でございます。政府委員がおって恐縮でございますけれども、そういう実態でございます。まあ全体の情勢を見えんと、こういうことを言つてする引っぱられると、こういうこともございますので、これは私も四党共同でいろいろ相談をしまして、ぜひこれは政治としてひとつ議員立法でこの問題を解決しよう、こういうことで実は改正案を出したわけでございます。

○村田秀三君 おおよその意味はわかりました。まあ問題は、この安定基準価格のきめ方が相当やはり問題になってくると思ひますが、それは後ほどに譲りまして、部分的な問題であります。いまやはり同じように問題になっておる事項として、畜産振興事業団の買入れについて、いま等級別にいたしますと大体上だけを買入れ入れているというところでありますが、中肉を、これも買入れ入

ほしいという要望がたいへん強いので、これについては、どう扱っていくのかということですが、畜産局長からひとつ御答弁いただきたい。

○政府委員(岡田孝夫君) 現在畜産振興事業団で買入れをいたします場合には、上肉のみを対象にいたしておるわけでございます。で、中肉も買上げるべきであるというふうな御意見も出されておりました。畜産振興事業団におきましては、しばしば議論がなされたわけでございます。その結果、審議会でその議論されました経過を申し上げますと、一つは、最近豚肉の価格——豚肉としまして、需要側からいいますと、あぶらの細い肉質の多い豚に対する要望が非常に強くなっている。ところが、生産面からいいますと、品種的にかなり混乱をいたしまして、必ずしも需要にマッチした豚肉がつかれないというふうな傾向もあるわけなんです。御承知のように、豚肉に対する飼料としましては、大部分が外国から輸入をしておるものでございます。したがって、そういう輸入しました豚肉が足りなくなると、非常に需要から喜ばれないというふうなものができるといふことは、これはいろいろの問題もあるわけでございます。で、品種改良等につきましては努力をいたしております。品種改良等につきましては努力をいたしております。その中で、中肉まで買上げをいたしますということになりますと、ほとんど豚の全部を対象にして買上げをやるといふことになるわけでございます。そういたしますと、その品種改良を進めていく上において非常に問題があるのではないかと、いふような点が品種改良上から指摘されておるわけでございます。

それからもう一つは、事業団がある一定の豚を買上げることにしまして、全体の価格安定をはかるということとございまして、けれども、何しろなまものを買上げましてこれを相当長期に保管をするということになってまいりますと、現実に四十一年から四十二年に買上げましたものでござい

ざいしても八十八万頭というふうな量でございます。まして、おそらく中肉を買上げるということになりますと、さらに膨大な数量になるという点が考えられるわけでございます。そういうふうな点からいたしまして、なまものを買上げまして保管をするというふうな点から、管理上の限界という問題も一つはあるわけでございます。そういうふうな点もございましてなかなかむずかしい問題を含んでいるわけでございます。したがって、いまして、この問題につきましてはさらに検討いたしまして、どのようにすべきか詰めてまいりたいというふうな考えをしております。必ずしも中肉を買上げるべきであるというふうな意見にはなっておりません。

○村田秀三君 この問題は論議をいたしますと、等級の品質決定の基準であるとか、飼料であるとか肉豚肥育改善の状況であるとか、飼料であるとかという問題にまでも入らなくてはならないように私も感じます。したがって、ここでどうしても中肉もひとつ買入れ入るというふうな強い論理的な主張というものはできないという実情にあることは間違いありません。しかし、事この畜安法の趣旨からいいますならば、やはり何といたしても飼育農家が上をつくるつもりでやりましても、何かの都合でこれは中になつてしまったというふうなことで、それが中全部である、いわゆる価格変動の中で再生産を確保することができないというふうな実情がでるとすれば、やはり法の目的に沿わない結果になるわけですから、ある面においては、政策的な観点からこれを検討してもよろしいのではないかと、いふ感じを私は持っているわけであります。したがって、そのときの需給状況にももちろんよるわけでありますが、さらに前向きで検討するということについて、この際希望してこの問題は終わります。

そこで次の問題ですが、事業団による買入れ状況です。その比率を見ますと、中央卸売市場の買入れ数量と、それから産地買入れの数量です

ね、これは総合的に見ますと大体六対四で、中央卸売市場の買入れが多いように見受けられるわけですが、これはまたどういふ事情によるものなのかという点について、ひとつ御説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(岡田覚夫君) 原則として市場で買入れることになってゐるわけでございますけれども、生産者のために産地買入れもできるということになっておりますので、産地買入れもやっております。できるだけ生産者のために便宜なところで買入れられるということにいたしてゐるわけでございますけれども、先生も御承知のように、買入れました豚は屠殺をいたしまして、それを部分肉にいたしまして冷凍して冷蔵庫に保管するという事になっておるわけでございます。そういった事と、その屠殺場なりあるいは処理場なり冷蔵庫という物理的な要因によって制約を受けざるを得ないということになるわけでございます。そういうことからいたしますと、やはり中央卸売市場のごさいます地域ではそういうようなものが整つてゐる、こういうふうな事情もございまして、やはり市場買入れが中心になってまいるといふことになってゐるわけでございます。

○村田秀三君 いろいろ伺ひをいたしました、この畜安法の三十九条三項、四項ですが、これを見ますと、事業団は、指定食肉の買入れについては生産者団体からの買入れ、これを優先的にこなすものとする。まあこういうことになっておられますね。この比率の状態からすぐには言へることはですね、この法律が守られておらないのじゃないかという言ひ方が、表面上はまあ感ずるわけですね。ただ内部的に検討した場合に、指定生産者団体と、こう言つてもですね、それがいわゆる出荷数量のうちの何パーセントに当たるのかという問題からしても、これは比率の変動というものがあつて得るわけですから、あるいはそんなこともなからうかとこの私は考へておられますけれども、現実問題としてこの三十

九条というのがそのとおり守られておるのかおられないのかという点について、私は非常に興味を持っておるわけでございますので、その間のところを詳しくひとつ御説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(岡田覚夫君) この法律の三十九条の一項で「事業団は、第六條第二項各号の一に該當する者の申込みにより、その生産した指定乳製品を安定下位価格で買入れ、その生産が可能な限り、二項で「事業団は、中央卸売市場において、指定食肉を安定基準価格で買入れることができる」と、こういうことになっておるわけでございます。そこで、この安定基準価格を指定食肉が下回りました場合には、これはまあ買入れられるということになるわけでございます。したがつて、市場であるうと産地であるうと価格が安定基準価格を下回りました場合にはやはり買入れられるということ、これは市場に出されるものですね、生産者団体から出されるものもあるわけでございます。そういうふうな点から、いづれにいたしましても価格政策として、安定基準価格を下回れば買入れられるということになっておるわけでございますから、私はやはりそれは違ひはないはずだといふふうに思つておるわけでございます。そこでその買入れます場合に、先ほど申し上げましたような物理的な事情がございまして、そういうふうなことから、結果としてその中央卸売市場を通じて買いますものがやや多いと、こういうふうなことになるというふうな理解しておりました、したがつてこの法律の規定からいまして、この法律の規定を無視してやつておるといふことではないといふに実は思つておるわけでございます。

○村田秀三君 再度聞かれますが、もちろん生産者団体からもこれは買つておることは間違ひないわけですね。しかし私が考へるのは、この優先的に生産者団体から買入れなさいと、こうなつておるわけでしょう、三十九条の四項においてですね。したがつてそのことがそのように運用され

ておるのかおらないのかということを知りたいわけですが。

○政府委員(岡田覚夫君) ただいま申し上げましたように、価格が下がりまして場合には、いづれにいたしましてもその価格支持をせざるを得ない、こういう状態からいいますと、そういう場合にはその優先的に生産者団体から買入れられるという規定が発動される余地はないではないかといふふうに考へておるわけでございます。ただ優先的というのが意味がございまして、やはり買入れられることができるということで、無制限に現実に買つておるわけでございますけれども、何らかの事情によりまして、一部に制限せざるを得ないといふようなことがあります場合に、優先的といふことはあり得ると思つてございまして、しかし無制限に買入るという状態のもとにおきましては、この優先的という規定が発動はないではないかといふふうに考へておるわけでございます。まして、先ほど申し上げましたように、現実には物理的な関係から中央卸売市場で買いますものが多いいわけでございますけれども、最近御承知のように、私たちのほうで助成をいたしまして、食肉センターといふものを各農村の中都市程度のところにつくつておるわけでございます。そういうものがだんだんふえておるもので、したがつてその生産地買入れといふのもだんだん量的にふえてまいつておる、そういうことでございまして、今後食肉センターが非常に普及してまいるといふことになりまして、おそらく食肉センターで買ひ上げるものが非常に多くなつてくるであらうといふふうに思はれますけれども、まあ現在いまままでのところでは、やや市場のほうが多くなつておるといふふうな実態でございます。

○村田秀三君 これは無制限に買えるといふふうになれば、効果は同じであるといふことは、その意味は私はわかります。特にこの点、聞いてみたいと思ひましたことは、この価格の面でですね、たとえば生産者が福島県なら福島県、それが大宮までなまのまゝ輸送する。そうして屠殺をする、

そして市場に売る、そして買ひ入れる。これよりもやはり郡山なら郡山で買ひ入れたほうが、輸送費や何か格安につくのではないかと。かりに枝肉にいたしまして大宮に輸送するといつたとしてもですね、いわゆるなまの運送場合、枝にして運送場合同いふものは、やはり輸送費が相当違ふのではないかと。詳しくは私調査したわけではございませんが、やはり聞かれないかと。とすれば、たとえば東京市場におけるところの相場で郡山で買入るといふことが実現するとなれば、これはわざわざ大宮まで輸送する人はいなくなる。こう私は理解をいたします。将来制限をするかしないかという問題はともかくとして、いづれにいたしましても、むしろ産地買入れといふ比率というものを積極的に上昇していくような方向での措置というものが必要ではないか。こう考へたものでございまして、その点ひとつ聞いてみたわけですが、その点はどうですか。

○政府委員(岡田覚夫君) いま先生のおっしゃいますようにですね。郡山で東京の値段で買入るということになりますと、郡山に出したほうが非常に有利になります、東京に出荷するといふことは非常に不利になるわけでございます。そういうふうなことは、東京に出るべきものをみな郡山に出して、郡山にはならんといふことになつてくるわけでありまして、それは豚肉の自然の流れを非常に阻止するといひますか、制限する結果になるわけでございます。したがつてそれはどうも適当ではないといふふうなわれわれは考へておりました、たとえば郡山で買入るときには、東京に出しますと当然輸送費部分がかかるわけでございますけれども、郡山の場合には輸送費がかからないわけでございますから、したがつてその部分だけ安く買われてもよろしいといふことになるわけがあります。問題は、東京に出そうが郡山に出そうが、生産者の手取り価格は同じであるといふ考へ方で、現在は買ひ入れの制度がございまして、

○村田秀三君 わからぬわけでもないですがね、わからぬわけでもないのだけれども、まあ郡山で買ひ過ぎてダブつくという事はないと思うのですね。というのは、いわゆる需給が調整されるという事は、消費の段階でこれは調整されるべきものだと思ふ。そうした場合に、生きた豚を大宮まで輸送するというその手数、経費というものを省くことができる。それは、これは安い食肉が、豚肉が買えるのではない。郡山で買えないとしても、そこへ保管をしておく。郡山の市場の状態によつては豚肉を郡山から輸送する、事業団がそれを指示する。そういうようなことが行なわれたほうが、むしろこれは効果的ではないか、こう考えるので再度聞くわけでありませう。

○政府委員(岡田覚夫君) 価格関係は先ほど申し上げたとおりでございますが、そこで、郡山にいたしましても、冷蔵能力でございますとか、処理能力とかいふものの限界があるわけでございます。そういうふうな点から、東京に運ばないで郡山へ全部運んでしまふということになりますと、これはやはり非常に問題が出てくる。それからまたそれを東京に運んでこなきゃならぬという問題も出てくるわけでございますから、そこは、この安定制度は一応経済の自然の流れを前提にいたしまして、その前提の上でスムーズに動くということも考えております。で、経済の流れをチェックするといふふうな、と申しますか、阻止するといふふうな形は好ましくないのではないかと、いふふうな考えておるわけでございます。

○村田秀三君 まあわからぬわけでもないんですが、しかし、この先ほどの部分改正の効果の問題と、これを対照して考えてみますと、まあ具体的にものを言いますが、あるいは実際の運営の中で、これは流通段階において、そのようになるかならないかは別にいたしまして、私はそういう想像するわけですが、たとえばこれはいままで宇都宮も、これは基準価格を定めておつたのです。東京と差があるわけですね。今度東京と大阪にしぼる。東京の市場価格を基準にして安定帯がで

きるとすれば、この法律の立法の趣旨というのは生産者側に立つて考える限りは、たとえば郡山の食肉センターで買ひ入れた場合においても、東京の基準価格がそのまま適用されるのではない、か、こういう理解を私はするわけですね。間違ひであればひとつあとで御指摘いただいてけっこうでございますが、だとすれば、とにかく東京で販売しても、郡山で販売しても、飼養農家の手取り分は同じだと、こういう考え方です。すべての機構また行政指導、措置するにすれば、この部分的改正の趣旨というものが生かされない。郡山で東京の価格で買ひ入れることによって、その枝肉を東京に運んできた場合には、消費者は同じ関係にあるけれども、少なくとも生産者はいままでよりも多少なりとも高く手元に入る、こういう効果がない限りは、これはやはり第三章の部分改正といふものは意味がなくなるんじゃないかという感じがするわけですが、どうですか。

○政府委員(岡田覚夫君) 今回の改正案は、市場間格差を撤廃するという考え方ではないといふふうに理解しておるわけですね。で、現実に、たとえば東京の芝浦の市場と福岡の市場と、毎日の価格の動きを見ますと、やはり格差があるわけでございます。で、その格差は一体何からできておるか、と申しますと、やはり運賃でございますとか、まあ生計費格差でございますとか、あるいは売ります個人のいろいろな問題であるとか、そういったものが総合的に含まれて、それで自然に福岡の市場と東京の市場といふものには格差ができておるわけですね。これが自然の自由になかしたときの、その価格であるといふふうに思われるわけでございます。一方が安く一方が高いと、高いほうに荷が動いていくといふようなことで、ある期間をとりますと、そこに均衡作用が働くといふふうな考えられるわけですね。この差は先ほど申し上げましたような理由によりまして自然に価格が形成される場合にできるやはり格差である、こ

したがいまして、この格差を撤廃いたしますといふことになりまして、有利なほうに出荷がどんどん行なわれまして、一方には全く行なわれないといふような事情ができて、そこでその消費地では、たとえば福岡から東京に運ぶといふことになりまして、その運賃部分だけが高くなつてくるわけですね。そういうふうなことで、経済の自然の流れから考えますと、やはり自然に格差があるべきものである。ただ、あらかじめ法律によつて毎年買わない場合にも価格を定めておきまして、その定めた価格に引きずられて自然の価格形成が行なわれない、こういう心配がある。どうしてもそれに引きずられていくという傾向がないとは言えないと思ふわけでありませう。したがって、本来からいへばもつとあるいは高くなつていくものなつていくといふことがあるわけでございます。そういうような人為的な作用によりまして自然の価格形成を阻害する要因をなくしようといふのが、今回の法律の改正の提案のねらいである、こういうふうには実は考えております。

○中村波男君 局長の御説明を聞いておりますが、私納得がいかならないわけでありませう。実は衆議院で議員立法として一部改正が行なわれたといふことを聞きましたときには、長い間畜産団体から強い要請がありました価格差撤廃の内容であるかといふふうなことを考えておつたわけでありませう、残念ながらこの法案は格差を縮める、実際には縮めるという作用がどれだけ政令その他で措置をされるか知りませんが、これ以上拡大を防ぐといふ、そういう点では法案の内容として一つの歯止めになるといふふうに私は考えるのでありますが、そこで安定基準価格といふものは、政策価格であると思ふわけですね。したがって、最低の水準をきめておるといふふうに私は思ふわけですね。そうだとするならば、生産者はすべて最低保証価格として一律にカバーされるべきだと思ふわけですね。局長の説明で聞きますと、いわゆる自由な流れを、法律なりあるいは行政手段によつて食い止め

ることは、これは何といひますか、不自然であるといふようなことがありますが、このような措置を続けていくことになるならば、同じ生産費のかつた肉が、いわゆる遠隔地といひますか、地域が違つたために、生産者といふのは手取りが少ないといふ、こういうことでは政策価格としての意味が私はないと思ふのです。したがって、私どもの聞きたいのは、これは政策価格であるのかどうかといふこと、それから農林省の考え方として、生産費が一律であるとするならば、一律のいわゆる買入れ価格によつて生産費をカバーするといふことが正しいといふことを否定されたい、そうならば、その理由をまず明らかにしていただきたい、こう思ふわけですね。

○衆議院議員(坂村吉正君) 私のほうから、提案者のほうから趣旨を御説明するほうが、かえつていいかと思ひますので、私御説明申し上げたいと思ひますが、なるほど安定基準価格は政策価格でございます。ただ先ほど申し上げましたように、たとえば東京で三百二十円と法律で定めてあります場合に、埼玉の豚肉が東京に来る場合と、それから宮崎の豚肉が東京に来る場合とは、これは必ずばらばらだと思ひます。それから福岡で取引します場合に、宮崎の人が福岡に出すのと、東京に出すのとでは、これは運賃の差といふものは相当あるわけでありませう。そういうことを考えて、最後の事業団が買ひ入れをする場合には、そういう諸経費がこれは当然差がつかれて、いろいろ差がつくことはこれは自然な姿で、当然でございます。いますけれども、それを初めから人為的な値段で、東京の値段は幾らだ、福岡の値段は幾らだと、こうやってきめておくと、これに非常に自然に買ひ上げない場合の豚肉の値段が左右されて、非常に歪曲された市場価格の形成が生まれる、こ

ど値段をきめてそうして買入れしていく、こういうのが一番合理的なんじゃないか、こういうふうに考えて、実はこの改正案を提案したわけでございます。ですから全国どこでも同じ値段で買うのだという思想では考えていないわけで、生産者の手取りはおそらく全国同じになるというふうな考えられるのじゃないかと思ひます。

○中村波男君 現行の基準買上げ価格によりまして、申し上げるまでもなく、東京、横浜、大宮、宇都宮、四日市等では三百二十円、大阪、神戸では三百円、これは皮はぎ法と湯はぎ法の違いがありますが、二十円の差があるということについていろいろ議論があると思ひますが、それはそれとして、大阪、神戸に比べて広島、福岡は二百九十五円だという、そのことはさき私が申し上げましたように政策価格であり、最低水準であるという立場に立つならば、福岡、広島に集荷される豚肉というものは、そのほかの地域に集荷される豚肉よりも五円というものは、生産費が安いのだという、そういう基礎に置かれておるのなら問題は無いと思ひますが、生産者を守るという立場でこの法律ができたとするならば、流通関係における運賃その他というものは、やはり私はほかの面で対策を立て、できるだけ全国的な水準というものは保たれるように考えるべきであつて、大体、法の趣旨からいふならば、いまの説明というのは、生産者に重点が置かれて、自然な流通ということに重点を置いて、いわゆる消費者価格というものでこれはもう並行的な議論になると思ひますけれども、撤廃をするということが法の趣旨からいって当然な措置ではないかというふうに考えるので、質問を申し上げるわけでありませう。

○政府委員(岡田覚夫君) ただいま坂村先生からお話がありましたように、生産者の手取りというものはひとしくなるというふうに考えておるわけですが、問題は、大阪で出しますのと岡山で出しますのと、輸送費の差があるわけでございます。

が、したがって、そういうふうな点から格差ができておるわけでございます。輸送費を引きますと、農民の手取りというものは同じになるような形で買上げが行なわれるということになるわけでございますから、したがって、一律に全部同じ価格で買うということになってまいりますと、当然その有利、不利というものが出てくるわけでございます。そういうふうな点から、農家の手取りというものがひとしくなるような形で考えられておるわけでございます。

○中村波男君 関連だから多く質問いたしましては迷惑でありますのでいたしませんけれども、輸送費、輸送費と言われましても、現在の養豚飼育の状況、消費の東京都を中心とする集中化等からいへばそういうことが言えましても、それは、私はいまの現況からいへばそういうことが言えるのであつて、九州の豚肉を全部東京へ持ってきていま消化しているということではないわけでありまして、そういう議論というのはどうも納得がいかないわけですが、したがって、私が考えますのは、そういう弊害を除去する一つの方法としては、買入れ市場をもつておろすことが必要だと思ひます。いま限定しておりますからそういう問題が出ておるけれども、市場をふやすことが必要である。でき得るならば生産計画を立てましてできるだけ遠いところから輸送をしなくてもいいような需給計画というものを根本的に立てなければ、やはり消費の面からいひましても円滑な流通というものを期することにはいかならないか。それをそのまま認めておいて、ただ買入れ価格で操作をしようとするところに非常に無理があるのじゃないか、こういうことを考えておるわけでありませう、これはまあ私の意見も加えて申し上げたわけでありませうから、御答弁はききようはいたしたかなくてもよろしいけれども、そういう立場で不満を持つものであります。

○村田秀三君 同じような問題ですが、私は先ほど、つまり中央卸売市場の買入れ数量と産地買入れの数量、この問題からいひまの論議に私は

入つていったのです。どちらから入つても私は結果的には同じではないかと思ひますけれども、私が言うのは、いまの中村委員の、産地買入れをする場所も数量もふやしてはどうかということをお願いしたいわけですが、そうすれば、先ほどことばとしては、東京の価格を郡山の価格、私そうなるような言い方をしましたが、まあ省令によつては運賃を差し引くとか、やれ何を差し引くということですが、見た限りにおいては当然であるようなもので、ありますから、そういうものは引いておろして郡山の買入れ価格を決定されても、それは私は異議はないわけですよ。ありませんが、しかしこの郡山で技術にして保管をいたしまして、保管する場所がないからだめだとかいう現実的な問題は別といたしまして、なければいけません。これからふやせばいいのだし、またふやすべきだし、そういう措置もいまはとられておるならば、これはやっぱり生産地でもって買入れて保管をしたほうが流通経費のむだは省ける、ないしは生産者の価格は、東京であろうとあるいは郡山であろうと、ひとしくしたいというその気持ちはわかりますが、たとえばこれは買入れのことだけ言つておろすけれども、ぐっと豚の飼育頭数が減つた、出荷量も限定をされた、そうすれば、福岡から豚が東京に來ないとはこれ断言できないわけですから、福岡も來たわ、東京の値がよいから。福岡からも來たわ、茨城から持つて來たわということ、だぶついたとたんにいわゆる市場価格が下落をした、その下落したときに最低下限でかりに事業団に買入れられたらしたとしても、これは今度は福岡の生産者はべらぼうな損害をやはり運賃の面で受けると思ひます。そうすると、これは生産者のいわゆる手取り価格というものは、福岡ないし福岡とバランスするというわけにはまいらないと思ひます。そういう見地からするならば、私はこの法律の趣旨、私が言つておるような意味ともまた非常に違つておるわけでありませう、少なくとも産地買入れというもののやはり重点を置いてやつたほうがよろしいのではないか、そ

れをひとつ考えなさい、こういうことの意味に御理解をいただきたいと思ひますが、どうでございますか。

○政府委員(岡田覚夫君) 先ほどから申し上げましたように、物理的な施設の問題がございまして、そういうものがあれば産地買入れでやるというたてまえにいたしております。

なお先ほど申し上げましたように、できるだけ食肉センターを必要とするところにつくりまして、そういう施設を利用して産地で買上げをするということをお願いしております、今後ともそういうふうな考えで進んでまいりたいというふうに思つております。

○村田秀三君 それはそれでひとつよろしゅうございませう。

そこで、振興事業団の運営といひますか、需給操作といひますか、そういう問題について若干私なりの疑問を持っておりますのでお伺ひをしてみたいと思ひますが、一つは、これはこの四月三十日の新聞に出ておりました黄変豚肉の問題ですね、その実情についてひとつお聞かせをいただきたい。

○政府委員(岡田覚夫君) 御承知のように、四十一年に入りまして、豚価が低落をいたしまして、四十一年の三月から買入れを始めたわけでございます。四十二年の七月まで買入れを続けたわけでございます。その総計は約八十九万頭でございます。肉量にいたしまして三万七千トンでございます。七月の末に入りまして急に価格が騰貴をいたしまして、上段——安定上位価格をこえるおそれも生じてまいりましたので売却を始めたわけでございます。で、八月、九月かなり高い水準に達した豚肉の価格も、事業団の放出によりまして逐次安定をいたしまして、十二月には基準価格と安定上位価格の中間でございまして三百四、五十円のところまで安定をいたしたわけでございます。この間に売却いたしました数量は肉量にいたしまして約二万八千トンでございます。そういう意味では安定制度の持つ効果を実現したというふうな

思っておるわけでありませう。私たちが売ります場合は、もちろん一年数カ月の間買った豚でございませう。冷凍して保管をいたしておりますので簡単に腐敗するおそれはないわけでございますけれども、しかし、長期にわたりますと、豚の肉の上についております脂肪が逐次酸化をするというおそれがあるわけでございます。したがって、早く買いましたものではできるだけ早く売るといふことが進めてまいったわけでございますが、何といたしまして、買入れ場所と売り渡し場所というのが非常に違うわけでございます。そういうことから、地方で買入れましたものにつきましては、やはり売却数量が少ない——買入れ数量はかなり多いけれども売却数量は少ないというふうな問題もございました。それから御承知のように、豚肉を部分肉にいたしまして、肩とか、ももとか、ひれとか、バラとかという形で保管をしておるわけでございますが、その売れ方が必ずしも一様ではない。ところによりまして肩やバラは非常に売れるけれどもひれは売れないというふうな事情もございまして、必ずしも買入れました順序に一律に全部売れるというふうな状態ではなかつたわけでございます。特に昨年の暮れでございますが、十二月は例年豚の価格が最も高い時期でございます。豚の需要の一番旺盛な時期でございます。したがって、十二月にはかなり騰貴するであろうということで、東京近辺におきましてはかなり在庫が減つてまいりましたので、地方の在庫を倉移しをいたしたわけでございます。たまたま倉移しをいたしたときに、十二月に入りまして売りがなくなつてきたといふふうなこともございませう。それから買入れました場所におきましては、時期別に倉庫の中でのかなり整理が行なわれておつたわけでございますけれども、倉移しをいたします場合に、やや買入れ時期との関係から申しますと、混乱をいたしたといふふうな事態がございまして、古いものが若干残るといふ結果になつたわけでございます。その結果、先ほど申し上げましたように、肉の上部につ

いております脂肪が若干酸化をいたすというふうな事情が生じたわけでございます。もちろん腐敗ということではございません。マイナス四十度で急速冷凍いたしまして、マイナス二十度で保管をいたしております関係から、腐敗菌が繁殖するといふふうな事態はないわけでございます。したがって、肉そのものが腐敗しておるといふことはございませぬけれども、あぶらがやや酸化をいたしてまいつておるといふふうな事態になつておるわけでございます。畜産振興事業団の八十九万頭に及びます大量の豚をかかえまして、これの管理、保管、販売等につきましてできるだけ合理的にということと努力をいたしたわけでございますけれども、結果としましては、そういうふうな事態が生じたことに伴ひましてそのような酸化するというふうな事態が生じたことについてしましては、われわれとしてもはなはだ残念に思つておるわけでございますが、ただいま申し上げました事情によりまして若干酸化したものが出てまいつておるわけでございますが、それが新聞紙に黄変豚といふふうな形で出たわけでございます。決して先ほど申し上げましたように腐敗をいたしておるものではないわけでございます。○村田秀三君 新聞ではいろいろな処理の方法が書かれておりますが、処理したわけですか、またどう処理をしようとするのか。○政府委員(岡田覚夫君) ただいま申し上げましたように、あぶらが酸化をいたしておりますが、肉そのものは腐敗をしておるといふようなものではございませんので、そのあぶらを削りまして使えばこれは十分食用に供されるものでございます。ただ長期にわたつております関係から品質的には低下をいたしておりますから、商品価値としては落ちておるわけでございます。それからもう一つは、これをどのように処分するかということでございますが、もしも市場を中心にして売却いたすということになりますと、この小売り業者に渡つて売られるかわからないという問題がございませう。したがって、その酸

化しましたあぶらを処理することにつきまして十分指導、監督がでないという問題がございませう。それからもう一つは、長い間冷蔵、保管をいたしましてのつきましては、解凍いたしますと腐敗しやすい状態、通常の新鮮な肉よりも腐敗する期間が短いという欠点があるわけでございます。そういうふうな点から大量に処分される所でございますと、かつてございませぬけれども、少量にしか処分されない所におきましては問題を起すおそれがあります。現実にはその事業団が持つておりますときには腐敗をいたしていても、売る場合に腐敗をしておることとで世間に迷惑をかけることもあろうかと思ひます。したがって、十分指導、監督ができるという状態において処理したほうがよろしいということになりまして、そこで全国の加工業者で組織した団体がございまして、その団体を相手にいたしておる段階でございます。加工いたします場合には、当然これに熱を加えられるということもございませうから、安全性が強いわけでございます。また加工業者というものは数が制限されておりますので、十分その間の指導、監督ができるというふうなことでもございませう。そのような措置をとりたいということで、現在話し合ひをいたしておるわけでございます。○村田秀三君 まあ話をそのまゝ受け取つておく以外にないと思ひますけれども、しかし、その話をずっと聞いておりましたも、保管、需給調整、これにやはり問題があるような気がしますね。とまあかくずっといままでの買入れ状況、これを見ましても、とにかく古いものを先に処理できるように、こういうことが配慮がされておらないからいまのような結果になつた。その理由としては、遠い地域で買入れたものは買入れ数量多いけれども、消費する数量が少なかつた、こう言うのですが、結果的には新聞で見ると限りにおいては、保管料の問題もありましようし、それからどれくらいの価格でこれは払い出しをするのかは存じま

せんが、協議中ということでございませうから、その損害部分、このことと比較するならば、これは当然郡山から東京に運搬する経費をかけても古いものを先出ししても決して損にはならないといふことになるわけでしょう。これは今回は特別に私はこの問題を追及したいといふつもりで問題を出したわけではありませぬから、これ以上申し上げませんが、とにかく管理運営には十二分な配慮をしてもらわなければならぬと思ふのです。その点はお願ひをしておきます。そこで時間はだんだんなくなりますが、また大臣も参りますので問題を移しますが、この法案審議にあたりましていろいろと資料を見て気がついたことは、この畜産振興事業団が買入れを再開したという表現をいたしますことが適當であるのかどうか存じませんが、四十一年の三月からずっと買ひ込んでおるわけですか。ほとんど毎月買ひ込んでおるわけですか。そうしてそのピークは四十二年の四月、こう理解するわけですか。これは買ひ込みですね。そうして四十二年の七月になりますと、これはぐつと激減をしておる。同じ七月に払い出しが始まつた、こういう経過をたどつておるのです。そうするとずっと買ひに回つておつたものがこれは市場の状況にもよりましよう。先ほど、放出をして冷却をしたから三百五、六十円でおさまつた、こういうふうな言い方をしております。してありますが、このような状態というものがこれは適當な、やはり事業団そのものからすればやむを得ないのだ、こういうふうな言い方があるいはするかもしれないが、しかしながら、事業団を設置いたしましたそのものとなるこの安定法の見地に立つて考えた場合に、このような状態といふものが適當なものであろうかどうかという疑問を私は持つたわけですか。そこでまだ十分な資料を私は集めておりませぬので、私がこれから申し上げることが間違つておればひとつ御訂正願ひできればけっこうでございますが、豚肉が余つた余つたと言つて市場の価格が非常に低迷をしておる。したがって、買入れをす

る、こういう状態の中でも消費者価格はどうかという、これは市場価格のわりには低下をしておらないという資料が出ておるのです。その関係の資料がございましたら、後ほどいただきたいと思うのです。その資料をもとにいたしまして考えればなお適切な質問ができたかと思うのですが、そうしますと、豚肉の生産が高まって、そうして市場はだぶついた、市場価格は下落をしておる。消費者価格は、これは一向に下がらない、こういう状態が見れるわけです。

それと同時に、生産者の動向であります、飼養頭数は、市場価格が非常に弱含みであるいは安値が続く、こういう状態であっても、いわゆる飼養頭数というのはずっと四十年、四十一年、四十二年の五月ごろがピークになっておりますね。飼養頭数がふえて、市場に出す、市場の価格が下がっても消費者価格は変わらない。この関係と、それから、事業団が放出に回った時期、今度は生産頭数というものは急激に減少しておるわけですね。去年の十二月までの数字でございますから、一月以降どうなっておるのかについては私は承知をいたしません。この関係をどう理解したらいいのかということなんですが、いかがですか。

○政府委員(岡田覚夫君) 小売り価格の動きを見てまいりますと、四十一年の一月から七百六十円ぐらいでございましたが、それが月を追いますにつれてだんだん低落をいたしまして六百七十円前後というところまでずっと下がっております。四十二年の三月までは下がっておるわけでございますが、四十二年の四月からやや強含みになってまいっておりますが、この動きは卸売り価格の動きと大体平行をしておるというふうな感じが思っております。したがって、やはり卸売り価格が下がれば小売り価格が下がる、これは当然考えられるわけでございますが、ただ、先生御承知のように、農産物、生鮮食料品等につきまして小売り価格の下方便宜性というものがしばしば言われるわけです。どうして価格が卸売り価格の動きよりも若干おくれ動

くというのが小売り価格の実態であるかと思えます。そのかわりにまた卸売り価格が上昇いたしますときには小売り価格のほうはややおくられて上昇するというふうな傾向があるわけでございます。そういうふうな点はございませうけれども、やはり、卸売り価格が下がれば小売り価格が下がるというふうな実態は間違いなくあるというふうな感じが思っております。また、特に、四十一年から、昨年の価格が低迷をいたしました時期には、できるだけ消費を拡大するようにして、四十年で豚肉価格の小売り価格につきましても、できるだけ安くするような指導等もいたしてまいりましたわけでございます。それによりまして消費を拡大して卸売り価格の安定をはかるというふうなことに努力をいたしたわけでございます。

○村田秀三君 いくら時間がきょうはあると言っても、制限時間もありますし、大臣の出席時間の関係もありますから、問題をはしります。それで、いまの市場価格、消費者価格の問題あるいは出荷量の問題、それらについては別途機会をみてまたいろいろとお聞きをしたいと思います。が、こうした関係の中で、私がちょっとふしぎに思いましたのは、ずっと事業団が買い入れをしてまいりました時期は、四十一年も四十二年も、それからまた四十三年のことでも大体この基準価格は同じ。こういうことなんです。それで、いままでは無制限に買うという措置をとられておったわけなんです。ずっと市場の価格が低迷をして、そして生産費を償うことができないかとはともかくとして、とにかく生産が伸びておったわけですね。その伸びておった時期は少なくとも決定された基準価格でも何とか曲りなりにもやっていけるという状態だったのではないかと、こう私は考えます。ところが昨年の八月以降はこれが急激に減っております。そうしますと、農家の方々はこれはとても安定価格ではやっていけないという考え方に立った結果、やはり飼養頭数の激減という形であらわれてきたのではないかと、実はそう思うわけですが、どう理解しておられますか。

○政府委員(岡田覚夫君) 先生御承知のように、豚につきましてはビッグ・サイクルというのがあつたわけでございます。大体かつては三年周期という最近で価格変動があつたわけでございますが、最前回は四年周期になったのではないかと、こうふうに考えておるわけでございます。このように豚につきましてはビッグ・サイクルがある。と申しますのは、非常に豚といふものは、動物学的な観点から見ましても、一回に多数の子豚を生むというふうな事象がございまして、価格が非常にいい場合には生産が増大する、それに伴ひまして子豚の生産が非常にふえてくる、こういうふうなことで供給がふえます関係から、今度は価格が下がって生産をとめるというふうなことから、供給が不足して価格が上がるというふうな事象があるわけでございます。これは世界的にそういうふうな形があるわけでありまして。

そこで、こういうふうな価格が非常に騰貴をする、あるいは非常に低落をするというところは、生産者にとりまして消費者にとりましても適当でないということ、できるだけ安定をさせる、一定の価格の幅の中に安定をさせるということが望ましいということ、価格安定制度というものがとられておるわけでございます。そういう意味から申しまして、価格安定制度のもとにおいてはお供給過剰それから供給不足というふうな事象はございませうけれども、そういうふうな過程を繰り返しながらも、日本の養豚業といふものは非常に発展をしております、経営規模も拡大をしております。おるわけでございます。四十一年で見ますと、大体四十一年の八月ごろまでは生産がふえておりましたけれども、それを境にいたしまして漸次減少するといふふうな形をとっておりますわけでございますが、安定価格といふものはもちろんこれは政策的な価格でございますけれども、この価格によりまして、やはり需給関係を安定させようということ、

まして生産費等につきましてもやはりそれぞれの規模によりましてかなり生産費が違つたわけでございます。そういうふうな点からこの安定基準価格といふものがやはり一つの生産調節の作用をするというふうに私たちは考えておるわけでございます。

○村田秀三君 少し答弁が長過ぎて困るのですが、私が聞いておるのは、聞き方も抽象的であり、市場の価格が低迷をしており、買入れを事業団がしておる。それがずっと長期間です、四十二年の初めからですからね。そうしますと、それでもなおかつ飼養頭数といふものはふえておるわけですね。それが急激に昨年の八月以降飼養頭数といふものは減つておるわけですから、そうすると農家の方々は、これは敏感に考えらると思うんですが、いわゆる安定価格である三百二十円、これではもはややれないうことを感じておるのではないかと、こういうことなんです。それはどうお考えでありますか。

○政府委員(岡田覚夫君) 先ほど申し上げましたように、四十一年の八月ごろからだんだん減るといふ傾向が出てまいっているわけでございます。そこで昨年の七月ごろから急速に出荷頭数は減つてまいっているわけでございますが、これはもちろん三百二十円というふうな価格は、一つは生産調節の作用をするというふうな価格でございます。採算がとれる経営もございませうし、また採算のとれない経営もあるわけでございます。したがって、採算のとれないところは生産を中止するといふふうなことになるわけでございます。そこでまあ需給調節というふうなものがこの価格安定制度のもとに行なわれるというふうなことが期待された制度であるというふうに考えているわけでございます。

○村田秀三君 時間がありませんから一方的に申し上げる結果になるかもしれませんが、どうもこの需給状態といふのは生産状況も含めてやはりおかしい。畜産振興事業団もずっと一年数カ月も買入れて、そしてまた四カ月ちょっとで放出をす

ております畜産振興の事業団の操作自体も、これまで生きものあるいはなまもの、なま肉を相当扱って冷凍庫へ入れて全国に配置して需給操作をやる。先般、黄変豚と申しますか、品質の変化したものが発生して一つの社会的な批判を受けたわけでございします。これに対しては、十分私どもは反省していかなければならぬし、それからこういう事業団のようなものになりますと、一つの公益性というものが保たれる一面におきまして、いわゆる関係者がかりに間違つて親方日の丸的な気持でやり

てきて、そうして四カ月か五カ月で買い入れたものを放出しなければならぬという需給状態というものが、私は不安でならないわけです。だから、もしも理想的な買い入れ、放出の実情というものを想定するならば、これはもう少なくとも豚は六カ月で生産されるということであれば、六カ月、十カ月の周期ということにならなければならぬ。十カ月の周期というわけです。買い入れた、少し多

御承知のように種つけましてできるまでに四月、できましてから六カ月ないし七カ月大きくしまして市場に出荷するということになるわけでございませう。したがって、大体まあ十カ月ないし十一カ月ということになるわけでございますけれども、ふやしたりする場合には、供給が足りない場合にはまず繁殖元豚からふやしていくということになります。したがって、元豚をふやまし

て、それからまたその子豚をふやしていくということになりますので、相当の期間がかかるわけでございます。そういうふうな期間がやはり一つはビッグ・サイクルの期間を規定しておるといふうにも考えられるわけでございます。したがいまして、一カ月や二カ月ですぐに現実に適用するということとはなかなかむずかしい。やはり相当の期間かかるというふうに考えられるわけでござい

それから安定基準価格と上位価格との関係でございすけれども、これはもっと広げるべきであるという議論もありますし、また、狭めるべきです。豚の価格変動というのは御承知のように、毎日によりましてかなり大きな変動があるわけでございます。そういうふうな豚の価格の実態からいたしますと、これを非常に狭めるということでは、現実の取引上非常にむずかしい問題が私は出てくるのじゃないかというふうに考えております。また価格を不自然に高くいたしますという点になりますと、供給過剰がたえず続いて、なかなか需給の調整がうまくいかないというので問題があるわけでございます。したがいまして現実には市場の実態から、中心価格から上下に一割というふうな開きをいたしておるわけでございます。市場の実態からすればこの程度がいいんではないかというふうに私たちは判断をいたしておるわけでございます。

○村田秀三君　まあ御答弁ではありますが、抽象的な議論を進めてきたわけですが、私考えてみて、どうしてもこの辺のところの問題を解消しない限りは、これは今後もサイクル現象が継続されるし、そしていわゆる市場価格も消費者価格のほうも、これは別途問題がありますけれども、私はこの事業団の操作の中でも相当部分原因があるような気がするわけです。どうしても理解できないということだけ私は申し上げて終わりますが、いずれにいたしましても、この法案に立ち返るわけでありますが、この改定部分、その効果、これに

対するところの考え方というものは、どうも法改正の趣旨と、やはり事務当局であるところのあなた方の考えというものは相当な隔たりがあるような気がしてなりません。したがいまして、まあ要望して終わるわけでありますが、少なくともも改定部分のその趣旨というものは、やはり生産者、そしてまた生産費を補償するとはこれは言っておりませんが、再生産を確保ができる限度だけ補償すると、少なくとも一年数カ月続けてきました事業団の買入れが昨年の七月でストップをして、そして飼養頭数が急激に減少しておるといふこの関係を考えてみれば、どうしてもやはりこの提案の趣旨というものを先ほど提案者が説明をしておりますごくご理解をして手だてをすることが必要ではないか、こう思います。政令その他を決定いたしましたならば、あらためて機会を見てまたこの問題を取り上げてやりたいと思いますが、本日はこの程度にしておきます。

○中村波男君 私からも、村田委員の質問に関連をして、少し質問をしてみたいと思うんですが、最近の豚肉の価格が全国的に高水準を保っておりまして、少し質問をしてみたいと思うんですが、上物の加重平均で安定上位価格を大きく上回って、大宮などでは高値が四百三十七円、昨年の夏以来の高値を続けておるということが新聞に報いられておるわけであります。したがって食肉市場側では昨年は四百円台が九十五日に対しましてことしはおそらく百八十日くらい、約二倍の期間続くであろうというふうな強気な観測をしておるようであります。

そこで、最前からいろいろ畜産局長の説明を聞いておきますと、畜産事業団の手持ち豚肉というのは一般小売市場には適当ではない、この調子で豚肉が騰勢を続けるということになりますれば、事業団の放出によって目をさますということとは困難ではないかと思う。したがって今後の豚肉の騰勢がどのように動くかというのを農林省としてははどう見ておられるのかということが質問の第一点であります。

それからこのような豚価の騰勢は生産者農民にとりまして、手放しに喜ぶことのできないものであるというふうに思うわけでございます。最前から村田委員からも三百二十円の買入れ基準価格というものは豚肉の価格安定にあまり役立っておらぬのではないかと指摘がありました。私は生産者、消費者の立場に立ちまして価格を考えてみます場合に、三百五、六十円で、できるだけビッグ・サイクルを避けて長期安定させるといふのが価格面から見ても生産対策から申しましても妥当な価格ではないかというふうに考えているわけであります。が、これまた農林省として安定的な価格というのはどの辺に置いておられるのか、また三百五、六十円に置くとするならば、どのような今後対策を進めてビッグ・サイクルを避けて長期安定価格帯というのををつくらうとしておられるのか、これらの点について御説明をいただいて質問を終わりたいと思うわけでございますが、ついででありますから、事業団の保管豚肉は今日その在庫はどれほどになっているかということをお御説明いただければ幸いだと思うわけでございませ

○政府委員(岡田覚夫君) 在庫の点でございますが、四十二年度末におきまして大体九千トンでございます。現在売却を続けておりますので、正確な調査を申し上げるわけにまいませんが、おおむね八千トン程度であるというふうに推定いたしております。

それから豚肉価格の四十三年度の見通しでございますが、農林省の統計調査部の豚需要の動向でございいますとか、畜産局で調べている生産出荷の動向から見まして、四十三年度の上期の屠殺頭数は、前年同期をかなり下回るものというふうに見えております。四十三年度の下期におきます屠殺頭数につきましては、子取り用の雌豚頭数が次第に回復いたしましたして、子豚の生産頭数が徐々に増加していると見込まれることから、前年度下期をやや上回るものであるというふうに見えております。したがいまして年度を通算しますと、前年度

一千十三万頭でございましたけれども、これをわずかに下回るのではないかとというふうに見ております。需要のほうはどうかと申しますと、四十三年度の豚肉需要は前年度程度の伸びを示すのではないかとというふうに考えております。そういうふうな観点から四十三年度の豚肉卸売価格について申し上げますと、上期については、肉豚の屠殺頭数の減少が見込まれておりますから、かなり高水準で推移するのではないかとというふうに見込まれるわけでございます。畜産振興事業団の保管肉の売り渡しに適宜行なわれまして、前年の四ないし六月の安定基準価格の水準で推移しまして後、高騰する四十二年九月には四百三十一円を記録しました前年同期に比べれば、極端な変動はなく、水準としては前年同期の平均三百六十七円をかなり上回るものだということに見ております。で、下期の卸売り価格は、肉豚の屠殺頭数が回復傾向をたどるといたしましたが、前年同期をやや上回るものというふうに見込まれております。したがってまして年度平均としましては、前年度平均価格の三百七十円をやや上回るということになるであらうというふうに思っております。

○中村波男君 ただいま私が指摘したように、すでに四百円を上回っておるということになりますと、いわゆる買入れの発動を、長期にこれが続けば行なわなければならないという価格であるというふうに思うわけです。したがって、これは逆な方向になるかもしれないけれども、昨年高騰したときに買入れ豚をたくさん持ちながら、放出に慎重過ぎたという批判を申し上げたことがあるわけでありますが、今日では在庫がいわゆる小売り市場に出すのに適当なものがないということになりますと、そこにむずかしさがあらうかと考えています。そこで御質問を申し上げますし、それからもう一つ、私の質問に答えていただかなかったのは、長期安定価格という立場で考えます場合に、現在の生産費、現在の物価等から見て三百五十円が私は適当ではないかというふうに見ておるわけですが、そういうものを持たなければ、ど

に基準を置いて操作をし、また、そのために生産
団地というようなものを一方では強力的に推進をし
て、ビッグ・サイクルをつとめて避ける、やむを
得ぬとしても短い期間、長い間に来るようにす
る、こういうことが当面の目標ではないかと思
うわけであり、重ねて質問を申し上げたわ
けであります、その点について御答弁をいた
だいて、本日は終わりたいと思います。

○政府委員(岡田覚夫君) 豚の安定基準価格につ
きましては、御承知のように四十一年が三百二十
円でございます、四十二年が三百二十円、四十
三年が三百二十円ということで、三年間変化して
いないわけでございます。四十一年におきまして
は、三百二十円の価格水準のもとにおきまして
あ生産が増大しておった。ところが四十一年度の
途中から生産が減退に転じた、やや減じてきたと
いうふうな状態にあるわけでございます。ところ
が四十三年度におきまして、同じような価格の
もとにおきまして、やや生産がふえつつあるとい
うふうな状態にあるわけでございます。そこで、
まあこれは安定基準価格というのは要するに下さ
さの価格でございますから、現実の市場価格の
動きというものと全く同一であるというわけでは
ございません。そういうふうな事情もございまし
て、一方において生産が縮小しながら一方におい
ては同じ価格で生産がふえるという事態がある。
で、三百二十円を四十三年におきましても据え置
きということにつきまして審議会の御審議をいた
だいたわけでございますが、そのときのデータ等
を見ましても、かなり大規模経営化が進行いたし
まして、生産費が下がっておるといふふうな実態
がございます。それが全部ではございせんけれ
ども、そういうふうな事態も反映いたしまして、
三百二十円の価格ということに据え置いたわけ
でございますが、それでも現在は生産がふえつつあ
るというふうな状態でございますから、必ずしも
これを三百五十円、六十円にしなければならぬ
ということではないかというふうには
実
は考えておるわけでございます。

○委員長(和田鶴一君) 他に御発言もなければ、
質疑は終局したものと認めて御異議ございませ
んか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(和田鶴一君) 御異議ないと認め、さ
よう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十五分散会

昭和四十三年五月二十八日印刷

昭和四十三年五月二十九日發行

参議院事務局

印刷者 大藏省印刷局